

令和5年第1回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

- | | | | |
|--------------|------------|--------------|--|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和5年3月7日 | 総務課係長 | 宮本ふみか |
| 1. 招 集 の 場 所 | 第1委員会室 | 選挙管理委員会係長 | 森岡 光雄 |
| 1. 開 | 会 令和5年3月7日 | 危機管理課係長 | 宇都宮雅己 |
| | 午前9時00分 | 危機管理課係長 | 寺岡 誠 |
| 1. 散 | 会 令和5年3月7日 | 監理用地課係長 | 竹内 健 |
| | 午後3時47分 | まちづくり推進課係長 | 宇都宮弘志郎 |
| 1. 出 席 委 員 | | まちづくり推進課係長 | 片山 大輔 |
| 委員長 | 河野 清一 | まちづくり推進課係長 | 往田 剛 |
| 副委員長 | 加藤 美香 | 政策推進課係長 | 清家 祐一 |
| 委員 | 佐藤 恒夫 | 政策推進課係長 | 山村 正志 |
| 委員 | 小玉 忠重 | 政策推進課係長 | 脇本美登利 |
| 委員 | 源 正樹 | 政策推進課係長 | 後畠 康宏 |
| 委員 | 中村 敬治 | 消防総務課係長 | 兵頭 英樹 |
| 1. 欠 席 委 員 | | 1. 出席議会事務局職員 | |
| な し | | 書記 瀧川 健二 | |
| 1. 出 席 説 明 員 | | 1. 会議に付した事件 | |
| 総務部長 | 山住 哲司 | 議案第10号 | 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について |
| 政策企画部長 | 宇都宮明彦 | 議案第11号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について |
| 消防本部消防長 | 酒井 広一 | 議案第12号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 野村支所長 | 大森 寿和 | 議案第13号 | 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 総務課長 | 兵頭 章夫 | 議案第21号 | 西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について |
| 危機管理課長 | 谷川 和久 | 議案第25号 | 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 税務課長 | 宮中 英希 | 議案第36号 | 令和5年度西予市一般会計予算 |
| 財政課長 | 安岡 克敏 | 議案第46号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について |
| 監理用地課長 | 松本 豊和 | | |
| まちづくり推進課長 | 長野 静香 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 政策推進課長 | 原井川英一 | | |
| 消防署長 | 大西 信介 | | |
| 消防総務課長 | 宇都宮憲治 | | |
| 防災課長 | 山本 清久 | | |
| 総務課長補佐 | 大崎 伸一 | | |
| 総務課長補佐 | 岡本 夕佳 | | |
| 危機管理課長補佐 | 三好 栄治 | | |
| 危機管理監 | 兵頭 浩樹 | | |
| 財政課長補佐 | 沖野 貴洋 | | |
| 監理用地課長補佐 | 山下みさと | | |
| まちづくり推進課長補佐 | 清家 昌弘 | | |
| まちづくり推進課長補佐 | 安田 司 | | |
| 政策推進課長補佐 | 末盛 桂子 | | |
| 政策推進課室長 | 上甲 宏之 | | |
| 消防総務課長補佐 | 徳山 隆 | | |
| 復興支援室長 | 岡田 拓郎 | | |
| 総務課係長 | 兵頭 栄治 | | |
| 総務課係長 | 角藤 展行 | | |

開会 午前9時00分

○加藤副委員長

これより、令和5年第1回定例会総務常任委員会を開会いたします。開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○河野委員長

委員長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

次に、山住部長より挨拶をお願いいたします。

○山住総務部長

山住部長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○河野委員長

それでは、総務課の審査を行います。

議案第10号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

それでは、議案第10号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本条例に基づく開示請求権者につきましては、市内に住所を有することを条件とするなど、一部限定的な取扱いとしておりましたが、昨今の情報化の進展や行政活動の広域化に伴い、市の諸活動に対する内外の関心は高くなっており、市政に関心とかかわりを有する者は、市民に限定されなくなってきている状況がございます。

今回の改正につきましては、公正で開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的として、何人も公文書の開示を請求することができるよう、開示請求権者を市民以外にも拡大するため、本条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

今までは市内のみの情報公開ということをお聞きして、今回、市外とか県外からの情報を公開するっていうふうになったということですが、今までに、市内以外の方からの情報公開を求められたことはどのくらい件数があったのでしょうか。

○兵頭総務課長

ここ数年におきましてですが、年間に2、3件ほどでございます。主なものは民間企業から、営利目的のものとか、また、マスコミが報道目的のものでそういう請求があったことがございます。

○中村委員

今のような関連質問ですが、市内の請求が、過去どの程度あったのか、またその施行規則にもありますように料金がそれぞれ紙媒体、フィルムでのいろいろな料金が違うわけですけれども、その料金なども分かればお願い出来たらと思います。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時9分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前9時9分)

○兵頭総務課長

先に公開請求の件数から御説明いたします。

ここ数年で言いますと、令和元年度からですが12件、令和2年度が15件、令和3年度が11件、令和4年度これは2月末現在ですが37件となっております。料金のほうにつきましては、担当の角藤係長から回答させていただきます。

○角藤総務課係長

料金の関係ですけれども、公文書の写しに係る料金ということで、公文書のA4 1枚につきまして白黒が20円、カラーが1枚につきまして50円というふうな料金設定、基本的にはそういうふうな料金設定になっております。

○中村委員

お尋ねしたいのは、今、例えば令和4年度で37件とありますが、合計金額は幾らぐらいになるかということなんですが。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時10分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前9時11分)

○兵頭総務課長

ただいまの御質問の料金に関しましては後ほど調べまして回答させていただきます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 10 号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 11 号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を、議題といたします。兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第 11 号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の職員定数の改正は、令和 7 年 4 月から三瓶町を西予市消防本部が管轄することとして協議を進めていることに伴い、消防職員定数を 72 人から 88 人に拡充し、三瓶分署への人員配置に備えるものです。職員の増員につきましては、八幡浜地区施設事務組合消防本部と協力しながら、段階的な増員を図り、令和 7 年度には、万全の体制で臨めるよう取り組んでまいります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

令和 7 年の三瓶の消防体制が整うために 16 名あたりの増員になるんですかな。今、72 が 88 になるっていうことは、段階的って言われておりましたけども、その段階的っていうのは、どのくらいな感じで増やしていこうってお考えなんでしょうか。

○兵頭総務課長

ただいまの御質問につきましては本日、消防総務課の宇都宮課長が同席しておりますのでそちらから回答させていただきます。

○宇都宮消防総務課長

ただいまの佐藤委員からの御質問でございますけれども、まず、令和 7 年度から西予市消防が管轄することにより、最終的には 16 人の職員を確保する必要がありますが、三瓶住民に対する切れ目ない消防のサービス実現すること。また、消防本部の人員調整や緩やかなスムーズな移行を図るために、職員の転籍や人事交流案も含め、現在協議しているところでございます。

協議結果に基づいて、当署本部の採用人員を調整することになると考えております。現在のところ、具体的な数字等は検討中でございますので相手もいることでございますので、御回答を控えさせていただきますと思います。

○佐藤委員

三瓶の消防体制っていうのは、今多分 14 人ぐらいでなされと思うんですね。その中で、八幡浜との協議をしながらの増員になってようかと思いますが、しっかりと体制ができるようにやっていただきたいと思います。意見的なものになったんですが、段階的、何人とかってというのは決まってないっていうことだったので、そういうふうにとちょっと申し上げた次第ではありますが、三瓶の消防のほうよろしく願いをいたします。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

ただいま消防総務課長から説明がありましたが、八幡浜とまだ協議中ということではなかなか分かりづらい点もあるかと思うんですが、要するにラスパイレース指数など相対的な数値から見ますと、西予市よりは相当八幡浜市が 100 に近い、98 ぐらいだったかなあ、そういうようなことで、給与体系が相当職員の今勤めておられる人から見ますと激変する可能性もあるのかなという気がしておるわけですが、その辺も含めて対応されておるんだろうと思うんですが、逆に今までの状況の中で 14 人の今の三瓶の広域消防の中で、八幡浜のほうへ移りたいと、既に言われておるような人はおられるんでしょうか。その辺お伺いします。

○宇都宮消防総務課長

西予市消防本部から八幡浜に移りたいではなく、転籍の問題でしょうか。

○中村委員

転籍ですね。今現に八幡浜のほうから、西予市へ来るといふ形になると思うその可能性が16人増員ということになると多いと思うんですけど、西予市へ早い話が、給料が安いから行きにくいというような状況になるんじゃないかなと予測ができるわけです。そういうような問題は生じてないのかなと思っております。

○宇都宮消防総務課長

ただいまの中村委員の質問でございますが、転籍に関わる問題かなと思っておりますけれども、現在八幡浜消防本部職員のうち、三瓶町出身者を対象に転籍希望調査を実施しているところでございます。その最中でございますので、相手もございまして、この件についても、人数と具体的な回答は控えさせていただきたいと思っておりますが、現在検討中でございます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第11号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時19分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前9時22分)

議案第12号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題いたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第12号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

正規職員の昇給につきましては、現在導入しております人事評価の結果に基づき、良好な成績で勤務した職員の昇給については、4号級を標準とし、55歳を超える職員については、2号給として運用してきたところであります。

今回の改正は、国及び愛媛県の取扱いに準じ、55歳を超える職員の昇給については、人事評価による勤務成績が良好な成績以下では、昇給を行わないものとし、特に良好な成績である場合に限り昇給とするよう改定を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第12号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分を議題いたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分について説明をさせていただきます。

今回の当初予算書に記載の歳入歳出別予算につきましては、別途に配付させていただいております。令和5年度当初予算説明資料にまとめておりますので、この資料に基づいて説明をさせていただきます。なお、各予算の内容についても、資料に記載しておりますので、説明は主なものを抜粋して行わせていただきます。

まず、歳出予算から説明させていただきます。説明資料の左上にページ番号がありますので1ページを御覧ください。なお、予算書のページ番号

につきましては、資料の備考欄に記載しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費のうち、総務課所管分の事務事業としましては、一般管理費庶務事業（総務）から職員給与費（一般管理費）までの 19 事業となります。なお、令和 4 年度においては、一般管理費に 31 事業の総務課所管の事務事業がございましたが、令和 5 年度に向けて、市全体の事務事業見直しにて統廃合が行われ、事業数が大幅に減少しております。

まず初めに、一般管理費庶務事業（総務）の 1400 万円につきましては、総務課行政係と総務係及び支所地域生活課の庶務的経費となります。なお、先ほど説明しましたとおり、事務事業の統廃合にて、令和 4 年度予算では、個別の事務事業予算として計上していました情報公開個人情報保護審査会及び行政不服審査会の委員報酬、指定管理者等選定評価委員会の委員報償金、顧問弁護士委託料及び訴訟に伴う費用を、この事務事業にまとめて計上させていただいております。

続きまして、庁舎日直事業の 116 万 1000 円につきましては、12 月議会の行政報告会で説明しましたとおり、4 月から各支所の日直を廃止し、本庁に日直業務を集約することに合わせて、現在は、正規職員が 2 名体制で行っております本庁日直業務を、市で雇用する会計年度任用職員 1 人と、業務委託による派遣職員 1 人を合わせた 2 名体制に変更するため、そのうちの派遣職員分の業務委託費と、病気等で日直者が欠員した場合に備えて、代替で正規職員が日直を行うための手当を計上しております。

次に、行政連絡協議会事業の 4834 万 2000 円は、既定の計算式に基づく行政連絡委託料及び理事会各支部代表区長会等の報償金を計上しております。

一般管理費庶務事業（人事）の 1219 万 8000 円は、総務課人事係の庶務的経費に合わせて、こちらも令和 4 年度予算には個別の事務事業として計上しておりました特別職報酬等審議会委員の報酬、職員証発行手数料、安全運転管理者講習受講手数料、総合賠償及び災害対策費用保険料、職員互助会負担金等を、この事務事業にまとめて計上させていただいております。

職員研修事業の 76 万 2000 円では、今回の財政事情を鑑み、愛媛県研修所が実施する各役職職員

向けの研修、新規採用職員研修、人事評価研修のみに絞って予算を計上させていただいております。ただ、予算自体は削減していますが、職員が講師として対応するなど、予算がかからない方法も用いながら、このほかにも研修を実施していく予定としております。

派遣職員管理事業の 667 万 1000 円では、令和 5 年度に派遣を行う総務課付職員に対する必要経費を計上しております。

次に、一般管理費庶務事業（秘書）466 万 2000 円は、秘書係の庶務的経費に合わせて、こちらも令和 4 年度予算には個別の事務事業予算として計上していました理事者の出張旅費、公用車の運転代行委託料、市長会等の諸会議負担金、特に、顕著な成績があった市民等を表彰するキラリ西予大賞の報奨金等をまとめて計上させていただいております。

会計年度任用職員給与費（一般管理費庶務事業（総務））の 3309 万 6000 円では、本庁総務課の電話交換、文書事務、通送便業務、秘書事務及び支所地域生活課の事務補助を行う会計年度任用職員の経費と、市が行う行政処分に対する不服申立てがあった場合に審査を行う外部人材審理員の経費を計上しています。

次に、会計年度任用職員給与費（庁舎日直事業）の 109 万 1000 円では、先ほど説明しました本庁日直業務における会計年度任用職員分の給与を計上しております。

次に、会計年度任用職員給与費（一般管理費庶務事業（人事））の 236 万 1000 円では、職員の健康診断及びストレスチェック結果の分析と注意が必要な職員への面談等を行っていただく保健師と、年末調整時の繁忙期限定で雇用する短期事務補助職員の給与を計上しております。

次に、職員給与費（一般管理費）の 5 億 9048 万 9000 円では、市長、副市長及び本庁総務課、支所地域生活課の正規職員の人件費となります。

次に、2 款 1 項 2 目文書広報費、文書配達事業（郵便）の 660 万 1000 円では、本庁及び 4 支所の年間郵便料を計上しています。

続きまして、2 款 1 項 5 目財産管理費、野村支所庁舎建設事業の 1 億 9453 万円では、旧野村支所庁舎の解体及び解体後の駐車場整備に係る工事

費と、旧庁舎の不要備品等の処分委託料を計上しています。

次に、2 款 1 項 7 目公平委員会費、公平委員会事業の 12 万 1000 円では、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障することを目的に設置されています公平委員会における必要経費を計上しております。

次に、2 款 1 項 9 目防犯対策費、防犯対策事業の 1662 万 5000 円では、市管理の防犯灯の電気料及び修繕料、地区が管理しています防犯灯の電気料補助及び設置交換時の補助金等を計上しております。

次に、2 款 1 項 10 目交通安全対策費のうち、交通安全対策事業の 1155 万 2000 円では、市管理の交通安全灯の電気料及び修繕、設置工事費とカーブミラー等の原材料支給を計上しております。また、会計年度任用職員給与費（交通安全対策事業）の 59 万 1000 円では、市内の交通安全指導員の報酬を計上しております。

次に、2 款 1 項 11 目情報推進事業費、情報システム管理運用事業のうち、総務課分の 30 万 8000 円は、職員の定年延長に対応するための人事給与システム改修委託料を計上しております。

資料 2 ページの青に色づけしております選挙分の当初予算につきましては、この後の選挙管理委員会分の審査にて説明させていただきます。

総務課所管分の歳出予算は以上となりますが、ここで、一般会計全体の人件費について説明させていただきます。人件費の説明は、予算書に沿って説明をさせていただきますので、予算書 203 ページの給与費明細書を御覧ください。

まず、特別職の給与につきましては、市長、副市長及び教育長、市議会議員、消防団員とか、選挙の投開票の立会人等を含みますその他特別職の給与費と、共済費を合わせた人件費総額で 2 億 7819 万 1000 円、前年比との比較では 603 万円の減額となっております。

続きまして予算書 204 ページをお開きください。一般職の総括として、正規職員と会計年度任用職員を含めた人数と金額を記載しております。令和 5 年度の職員全体数ですが、括弧書きの短時間勤務職員を含めて、1020.7 人となり、前年度比 54 人の減、人件費総額は 48 億 8770 万 1000 円で、前年度比 3677 万 1000 円の減となっております。

職員手当の内訳につきましては下記に記載しておりますので、後ほど御確認ください。

予算書の 205 ページを御覧ください。先ほどの全体職員数のうち、会計年度任用職員以外の職員つまり一般職の正規職員となりますが、令和 5 年度の正規職員の数は、括弧書きの短時間勤務職員を含めて、534.7 人で、前年度から 1 人の減、人件費総額は 39 億 5517 万 8000 円で、前年度比 3570 万 1000 円の減であります。正規職員数につきましては、定員管理計画にて、令和 5 年度に大きな組織再編が予定されており、地域づくり活動センターの稼働、本庁支所、教育委員会の業務体制が変化することから、市民サービスに影響を及ぼさないようにするため、令和 4 年度と同等の人数を確保することとしております。なお、人数がほぼ変わらないのに予算が減額となっている理由につきましては、時間外勤務手当の精査によるもの、また、令和 5 年度より定年引上げとなり、定年退職者が減少するため、退職手当負担金を減額していることなどが要因となります。

予算書の 206 ページをお開きください。令和 5 年度のパートタイムを含む会計年度任用職員の総数は、括弧書きのパートタイムを含めて 486 人で、前年度から 53 人の減となっております。人件費総額は 9 億 3252 万 3000 円で、前年度との比較で 107 万円の減であります。人数が減員となった主な理由としましては、令和 5 年度の大きな組織再編に伴い、正規職員の配置体制が変化する中で、各所属における会計年度任用職員の必要性を精査し、配置先及び採用予定人数見直しを行ったことと、同じく組織再編に伴い、各公民館が地域づくり活動センターとなり、野村・城川地区に配置しておりました公民館での日夜直の廃止に伴う、会計年度任用職員の減によるものです。人件費の説明は以上となります。

続きまして歳入予算について御説明します。

説明資料に戻っていただきまして、3 ページを御覧いただいたらと思います。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料の駐車場使用料 731 万 6000 円は、本庁及び各支所の正規職員及び会計年度任用職員等が利用します指定駐車場の使用料となります。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目土木費

国庫補助金、3 節都市計画費国庫補助金の都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 2369 万円、18 款繰入金、2 項基金繰入金、11 目 1 節庁舎建築事業基金繰入金 1 億 6580 万円は、歳出予算で説明しました、旧野村支所庁舎の解体工事及び駐車場整備に対する補助金と基金繰入金となります。

最後に 20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入の主なものとしましては、職員研修個人徴収料これは自己負担分となりますが、121 万 4000 円、市から派遣する職員が入居する官舎の家賃負担金として 61 万 2000 円、共済組合がん検診等助成金として 214 万 3000 円、雇用保険料被保険者負担分として 351 万 6000 円、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金として 600 万 5000 円、避難勧告等対応時の職員人件費等を対象とした災害対策費用保険金として 500 万円等を計上しております。

以上、当初予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○源委員

予算書 55 ページ財産管理費のうち、野村支所庁舎建設事業についてお伺いをいたします。

来年度、令和 5 年度に旧庁舎を解体し、駐車場を建設するという形で説明がありました。スケジュール等分かりましたら御説明を願います。

○兵頭総務課長

こちらの質問につきましては、本日、野村支所長が同席しておりますので支所長から回答させていただきます。

○大森野村支所長

今の質問にお答えします。

野村支所庁舎及び駐車場整備工事につきましては、令和 5 年 5 月に入札を行いまして、仮契約後、6 月西予市議会定例会において、議会の議決を承認を得たいと思っております。その後、本契約を行う予定としております。解体工事になるんですが、11 月末完了予定で、駐車場の整備工事の完了予定が令和 6 年 3 月末となっております。

○中村委員

今の関連ですが、県道の宇和野村線が南北に走っておりますけど県道端の建物ですね教育委員会なんか入っておる、あそこものけられるんですか。

○大森野村支所長

県道沿いに建っておりますのは、今度野村地域づくり活動センターになります、現在は野村公民館であります。そちらについては、解体予定はありません。

○中村委員

そうすると解体して駐車場を整備されるという説明だったんですけど、残された土地でも結構広いと思うんですが、用地面積とか駐車場整備されるということになると駐車台数など、概要等はもう決まっておるのでしょうか。

○大森野村支所長

旧庁舎裏の林業センターそのまま残しますので、旧庁舎を解体だけします。

前面の市道が走っておるんですが、それも拡幅し 2 車線にする予定にしておりまして、駐車場整備後の駐車台数は、現在のところ 34 台という計画にしております。

○中村委員

その面積はどのぐらい 34 台と非常に少ないなと逆に思ったわけですが、その整備面積というのはどの程度ですか。

○大森野村支所長

駐車場の敷地面積についてちょっと現在資料を持っておりませんので、後日、委員に提供したいと思っております。

○中村委員

先ほど説明いただいたタブレットの中の行政連絡協議会事業という中で、これはそういう行政連絡委託料だと言われたんですが、1 世帯当たりどの程度、その委託料というのはなっておるのか。それと、その金額は、どのように増減しておるのか、ちょっと前と比べて財政事情が逼迫しておると聞いておりますので、その辺どうなっておりますか推移は。

○兵頭総務課長

ただいまの御質問の委託料ですが、算定方法がございまして、まずは、旧町別に計算をしております。世帯割として 1 世帯当たり 2,000 円掛ける世帯数、自治会加算額として、1 自治会数に対して 1 万 5000 円、高齢者率加算額としまして、各

旧町の高齢化率に対して2万9000円を掛けて、積算をしております。その結果今回の行政連絡委託料の額としましては、明浜が407万7000円、宇和が1746万8000円、野村が1010万7000円、城川が534万8000円、三瓶が945万2000円、合計で4708万2000円となっております。

ここ近年の推移につきましては、やはり世帯数が、年々減少してきますので、少しずつ減少傾向にはございます。

○中村委員

続きまして、一般管理費庶務事業についてお尋ねしますが、この説明の中に総合賠償と保険会社と契約されとんかなと思うんですけども、この保険会社との契約をしておる金額とか、保険会社の名前あるいはその保険のどういう内容の保険なのか、ちょっと説明できるようでしたら説明いただきたいと思います。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時49分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前9時52分)

○兵頭総務課長

市町村総合賠償補償保険料について、御説明をいたします。市が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して、総合的に保険料を支払う保険制度で、市町村協会が、保険会社損保ジャパンとなりますが、協力しまして加入市を被保険者とする団体保険契約を締結して実施しております。

保険料の分担金ですが、住民数掛ける84円となっております。今回の当初予算におきましては298万8000円計上させていただいております。

○加藤副委員長

3ページの13款使用料及び手数料のとこなんですけれども、本庁の職員の駐車場の関係で731万6000円ということだと思ってしまうんですけども、1人幾らで何人ぐらいで今後増えていくんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○兵頭総務課長

職員の駐車料金ですが、本庁の駐車場の場合は1人当たり2,000円。支所につきましては1台1,000円をいただいております。

現在支払っている職員数ですが、正職員で合計323人、会計年度任用職員はフルタイムの方だけ、いただいているんですけど15人となっております。

本庁におきましては、正職員が209人、会計年度職員7人となっております。

○大森野村支所長

先ほどの中村委員の駐車場の面積についてちょっと分かりますので、御報告させていただきます。解体後の駐車場の整備に係る面積なんですけど、1,130㎡と現在となっております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○源委員

先ほど予算直接ではないんですが、人件費の総額等について総務課長から説明ありました。昨日一般質問の中で、会計年度任用職員に関する質問があったかと思えます。その中で人数が、今年度から来年度に向けて200名近く減るような印象がある質問があったんですけども、その辺りについて実態。先ほど説明聞いた限りでは約50名程度の減というふうに理解をしたんですが、その辺り内容についてお尋ねをいたします。

○山住総務部長

それでは今ほどの源委員からの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど総務課長が給与費明細の関係で説明させていただいております予算書でいきますと206ページになるかと思えますけれども、会計年度任用職員の総数につきまして説明させていただいております。その中で説明でもございましたが、来年度の増減につきましては、53名の減少を見込んでおります。これにつきましては、組織再編また業務の効率化を図る上で支所、公民館におけます日直、夜直の廃止、これらによりましてその宿直員の減、これが主な理由となっております。

○源委員

確かに令和5年度から、地域づくり活動センターが発足してその中で例えば地域任用職員での形とかパートタイム職員があるんで、その辺り分がついたかなという印象はございます。これから、当然、行政改革含めてやっていかなきゃいけないと思うんですけども、会計年度任用職員、今後人数的な推移についても見込みがありましたらお願いをいたします。

○山住総務部長

会計年度任用職員の今後の任用予定でございまして、令和5年度に大きな組織再編がござ

います。その上で1年間通じまして各所属におけます業務量等精査いたしまして、6年度に向けましては人数の調整が必要になってきようかと思えます。基本的には、人数を削減していく方向にあるということで認識をいたしております。具体的な数字は、現段階で申し上げることは出来ませんが、そういうことで答弁とさせていただきます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時58分）

【選挙管理委員会】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前10時5分）

それでは、選挙管理委員会の審査を行います。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分を議題といたします。

兵頭書記長の説明を求めます。

○兵頭書記長

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち、選挙管理委員会所管分について御説明をさせていただきます。

選挙管理委員会の歳入歳出別の予算につきましても、先ほどの令和5年度当初予算説明資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、歳出予算ですが説明資料の2ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費のうち、選挙管理委員会費庶務事業の92万7000円は、選挙管理委員会の委員報酬及び委員会の開催経費、西予市明るい選挙推進協議会への

補助金等を、事業番号91011番職員給与費（選挙管理委員会費）の840万4000円につきましては、選挙管理委員会書記である選挙係長1名の人件費を計上しております。

次に、4目財産区議会議員選挙費、財産区議会議員選挙事業の20万8000円は、令和5年7月30日で任期満了日を迎える野村町財産区議会議員選挙に見込まれる経費を計上しております。

次に、12目県議会議員選挙費、県議会議員選挙事業の1763万3000円、会計年度任用職員給与費（県議会議員選挙事業）の164万6000円は、令和5年4月29日で任期満了日を迎える県議会議員選挙において、選挙戦となる場合の4月1日以降の経費と、短期的に事務補助を行っていただく会計年度任用職員の経費を計上しております。

なお、県議会選挙の事業予算につきましては、選挙戦となった場合に備え、新たに、期日前投票所を対象としたタクシー支援事業の委託料を計上しております。これは、今年度の参議院選挙及び県知事選挙で実施しました車による移動投票所の実証試験結果を踏まえ、特に投票所までの移動が困難な高齢者等を対象に移動投票所のかわりに、さらに踏み込んだ支援を行うものです。内容的には、65歳以上の免許を持っていない方もしくは車の運転が困難な方及び障がい者または妊婦の方で、車の運転が困難な方を対象に、期日前投票期間において、自宅から期日前投票所までの移動に市内タクシーを利用する場合、その往復費用を全額負担するものです。予算額としましては、過去の選挙実績における期日前投票者のうち、65歳以上の人数を4500人程度と見込み、そのうちのタクシー利用対象者については、先進地事例の利用率を参考に、約4%以内と想定し、市内合計で170回程度の利用回数を見込んで57万4000円を計上させていただいております。なお、このタクシー移動支援につきましては現在、市内タクシー事業者と最終調整を行っており、利用方法等の詳細につきましては、本議会最終日の行政報告会にて報告をさせていただく予定です。

次に、13目市長及び市議会議員選挙費、市長・市議会議員選挙費の114万1000円は、令和6年5月15日で任期満了日を迎える市長、市議会議員選挙に見込まれる令和5年度の準備に関する経費を計上しております。

続きまして歳入予算について説明します。説明書の3ページを御覧ください。15 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、4 節選挙費委託金につきましては、在外選挙人名簿登録委託金として1,000 円、愛媛県議会議員選挙費委託金として、歳出予算の全額が委託金として入ってきますので、同額の1927 万9000 円を計上しております。

最後に、20 款諸収入、5 項4 目雑入、2 節総務費雑入としましては、コピー使用料1,000 円と、財産区議会議員選挙の執行経費として、野村町財産区議会が負担する20 万8000 円を計上していません。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいませようお願いします。

○河野委員長

兵頭書記長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○加藤副委員長

2 ページの総務費なんですけれども、その中の選挙管理委員会庶務事業の中の、92 万7000 円なんですけれどもその中に明るい選挙推進協議会補助金というのが入っていると思うんですけれども、その内容はどんなものであるかちょっと説明をお願いいたします。

○兵頭書記長

明るい選挙推進協議会の目的及び構成等について御説明いたします。明るく正しい選挙を推進し、啓発事業をより効果的、かつ円滑に展開することを目的とし、旧町ごとに2 名ずつの計10 名の委員を選出しまして、選挙管理委員会と連携して選挙啓発活動を行っていただいております。

主な活動としましては、投票所での立会い、病院等の指定施設での不在者投票の立会いのほか、街頭啓発活動や18 歳の新たな有権者のバースデーカードの送付なども行っております。

○加藤副委員長

今の10 名ということなんですけれども、どのような方がされてるんでしょうか。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10 時13 分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前10 時13 分)

○兵頭書記長

現在は職員のOBとか、あと学校の校長先生のOBの方などが中心となっております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第36 号「令和5 年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10 時14 分)

【危機管理課】

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前10 時16 分)

それでは、危機管理課の審査を行います。

議案第36 号「令和5 年度西予市一般会計予算」のうち、危機管理課所管分を議題といたします。

谷川課長の説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは、私から、議案第36 号「令和5 年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分につきまして御説明申し上げます。まず、事前に送付させていただいております資料に基づきまして、当課事務事業の見直しにつきまして、御説明をさせていただきますと思います。

令和4 年度事務事業のうち、自衛官募集啓発事業、危機管理業務事業を統合し、4441 災害対策費総務事業に、防災対策啓発事業、自主防災組織活動育成補助金事業、生徒防災教育体験事業を統合し、防災対策啓発活動事業に、そして防災訓練実施事業、災害用備蓄物資整備事業、災害用資機材施設整備事業を統合し、防災対策推進事業に見直しを行っております。また、防災行政無線デジタル整備事業と会計年度任用職員給与費事業の2 事業を廃止しております。資料には、参考としまして予算額の前年比較等も記載しておりますので、御覧ください。

それでは予算書に基づきまして、予算内容についての説明に移らせていただきます。まず歳入につきまして予算書は 24 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料、1 節総務管理手数料、罹災証明手数料としまして 1,000 円を計上しております。これは自然災害により罹災された場合の証明を行う際の手数料でございます。

続きまして、予算書 30 ページをお開きください。

15 款県支出金、1 項県負担金、7 目消防費県負担金、1 節消防費県負担金、原子力防災活動車両経費県負担金としまして 37 万 6000 円を計上してございます。これは、当市が国から貸与を受けております原子力防災車両 3 台分の車検等に要する費用に係る経費となります。

続きまして予算書 34 ページをお開きください。

15 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金、自衛官募集事務費委託金としまして、10 万円を計上しております。これは自衛官募集啓発に係る委託金でございます。

続きまして 44 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、9 節消防費雑入、その他雑入のうち、戸別受信機を 1 世帯で 2 台目以上を希望された方に、1 台当たり 1 万円で譲渡するものとして、10 台分の申込みを見込み 10 万円を計上してございます。

続きまして歳出の説明に移らせていただきます。予算書は 159 ページから 161 ページとなります。事業は職員給与費を除きますと 4 事業に分かれております。予算書右端の事業概要欄に事業ごとの予算が記載されております。予算総額 1 億 1339 万 4000 円のうち、職員給与費 7834 万 2000 円を除く予算は 3505 万 2000 円で、前年度予算 5549 万円と比較して 2043 万 8000 円の減額となっております。減額の要因としましては、西予市事前復興計画策定支援業務の完了、会計年度任用職員給与費の廃止、予算編成方針等に基づく事業内容の精査等が影響していると考えております。それでは、事業ごとに令和 5 年度の主な内容について御説明いたします。

まず、災害対策費庶務事業におきましては、各種計画策定に関する会議等開催経費並びに当課全体の消耗品費、旅費等の庶務的な経費及び災害対

策マネジメントに関する職員のスキルアップを図るため職員研修の実施に係る経費 79 万 1000 円を計上してございます。また事業統合いたしました自衛官募集啓発に係る経費を計上しております。なお、募集啓発に係る財源につきましては、先ほど御説明しました県の委託金となっております。本事業費全体としましては、4 年度の 1473 万 7000 円から 1217 万 5000 円減額し 256 万 2000 円となっております。事業費の大幅な減額につきましては、西予市事前復興計画の策定完了、事業内容の精査によるものと考えております。

続きまして、防災行政無線情報システム整備事業は、防災行政無線等各種機器の維持管理等に関わる費用を計上してございます。本事業全体としましては、4 年度の 1988 万 8000 円から 474 万 7000 円減額し 1514 万 1000 円を計上しております。減額の大きな理由としましては、市独自で導入しております気象観測システムの設置場所につきまして、ほかの気象観測所や近隣市町等の気象観測状況と設置場所を考慮し、再検討を行った結果、今年度市内 6 カ所において運用していたものを 3 カ所に変更することにより 158 万 4000 円の減額、その他事業内容の精査によるものと考えております。経常予算としましては、システム使用料として、職員参集システムに 13 万 2000 円、防災行政無線を補完するスマートフォン用アプリとして導入しておりますコスモキャストの使用料としまして 79 万 2000 円、県への負担金として、被災者生活再建支援システム県市町共同導入負担金として 17 万 3000 円、県防災通信システム維持管理負担金として 51 万 6000 円を計上しております。

続きまして防災対策啓発活動事業です。この事業は、各地域の状況に見合った防災に対する啓発活動が重要であるとの考えのもと、引き続きまして、各種地域で行われる各種会合に足を運び、啓発を進めるための経費、自主防災組織の活動活性化に資する補助金、防災教育に係る経費等を計上しております。本事業全体としましては、4 年度の 1359 万 2000 円から 16 万 5000 円増額し 1375 万 7000 円を計上しております。増額の要因としましては、今年度策定を予定しております西予市事前復興計画に基づき、事前復興まちづくりワークショップを継続して実施するための支援業務に対する委託料として 628 万 7000 円を計上さ

せていただいております。なお財源としまして、3分の1の補助として、国の社会資本整備総合交付金、保守防災総合推進事業を充当させていただくこととしております。

続きまして補助金としまして、自主防災組織活動育成補助金、4年度の408万9000円から20万5000円を減額し388万5000円を計上しております。当市の自主防災組織は67組織、組織率は100%となっております。各自主防災組織におきましては、積極的に補助金の活用をいただいておりますが、ここ数年は、新型コロナ感染拡大の影響により、活動そのものが低調となっております。実績としましては、令和5年度においては45件の申請がございましたが、令和2年度32件、令和3年度28件、今年度には、現在のところ35件の利用申請をいただいております。今後も市内全組織に対して、補助事業の制度及び活用について周知啓発に努めますとともに、各組織への検討の場への参加や訓練の実施支援を行うことで、組織活動の平準化が図られるよう努めてまいります。また、29年度から実施しておりますが、家具転倒防止対策費補助金としまして1万2000円を計上させていただいております。また、平成23年度から進めております防災士を地域の防災リーダーとして養成し、地域防災力の向上を図るため、防災士養成講座負担金や研修会等の参加費用などを計上させていただいております。

次に防災教育につきまして、平成29年度から、生徒防災教育体験事業として取組を行ってまいりました、市内中学生の東日本大震災被災地派遣事業でございますが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナ感染拡大の影響により、事業中止が相次ぎ、これまでに2回の開催にとどまっております。この間、東北被災地も被災から12年が経過し、被災地における復興も進んでいる現状でございます。また、その間に、当市も平成30年の豪雨災害により大規模災害を経験し、被災から復興の道を歩んでおり、また南海トラフ巨大地震に備えた事前復興計画の策定も完了することとなります。そこで、当市をフィールドにした防災教育の展開を考え、市内中学生高校生と愛媛大学学生が共同して津波避難シミュレーションを策定し、教材化する事前復興防災教育事業を計画し75万円を計上させていただいております。なお、財源には、生徒

防災教育体験事業と同様に、市教育委員会の子ども教育振興基金を充当させていただいております。

最後に防災対策推進事業でございます。市が実施する訓練に使用する消耗品等購入に係る費用、災害用備蓄物資整備として、本市人口の10%の1日3食分に当たる水と食料等を備蓄しておりますが、保存期間を経過するものを更新するための費用、災害用の資機材等の整備に要する費用を計上させていただいております。事業費としましては、令和4年度の490万2000円に対しまして、事業内容の精査等により131万円減額の359万2000円を計上してございます。主な事業につきましては、備蓄物資として、水、パン、アルファ米、粉ミルク、液体ミルク等を購入、保存期限を迎えた物資につきましては、順次訓練等で使用するなど、適切な管理に努めているところでございます。また、災害用資機材施設整備として、平成24年度から実施しております、津波避難路の簡易な整備でございますが、地元からの要望に対応できるよう、引き続き、工事請負費200万円を計上してございます。なお、備蓄物資と資機材整備に係る財源としましては、ふるさと応援基金から320万円の繰入れを行うこととしております。

以上、危機管理課所管分の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○河野委員長

谷川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○加藤副委員長

159 ページ災害対策費、その中の防災行政無線情報システム整備事業についてでございますが、1514万1000円で、昨年に比べ400万円の減額ということだったんですけれども、その理由として、気象観測システムが市内6カ所から3カ所になったというような説明だったと思うんですけれども、もともと市内6カ所はどこに設置されていたのか、また、今後3カ所になった場所、それと説明あったかもしれませんけれども、3カ所でよくなった理由などを教えてください。

○谷川危機管理課長

当市独自の気象観測システムの設置状況等についてお答えをさせていただきます。

当初、令和2年度に市内3カ所に設置をまず行っております。山間部の高知県境の雨量が多いという状況もあります。設置観測点がなかったということで、当初は大野ヶ原小学校、城川小学校、それから川津南高齢者等活動促進施設の3カ所に設置しております。そのあと、市内の観測所の状況等を勘案しまして令和3年度に新たに市内3カ所、予子林分団第一部詰所、鹿野川ダムの予子林分団の詰所、旧田之浜小学校、それから三瓶の蔵貫の三島分団第三部詰所に設置し、合計で6台の運用を行ってまいりました。先ほど予算の説明でも御説明させていただきましたけれども、周辺の市町もこの気象観測システムポテカという、簡易なというか、移動もできるような気象観測システムなんですけれども、そちらのほうの設置が進んでおりまして、あと、気象台の雨量レーダーもかなり技術的に進歩もしてまいりました。そういう状況も踏まえて、今後旧田之浜小学校、三島分団第三部詰所、それから、城川小学校にあるものを撤去すると。3カ所を撤去して、残りの3カ所で運用をさせていただくということになっております。現在城川小学校にある雨量観測システムにつきましては、宇和町中川地区で実施されております田んぼダムの関係で、そちらの雨量の実証実験にも活用させていただくということで、中川小学校のところに現在設置して、実証実験の雨量の地域の雨量観測データをとるところに活用させていただいておるところです。ある程度実証実験が進みますと元の場所に戻す予定なんですけれども、撤去した理由につきましては、先ほど申し上げました周辺の観測システムと、それからの状況等を鑑みまして、3カ所とほかに気象台の観測システムとか、県国のほうのが設置しております観測等を踏まえて西予市内が、全体が観測できるというふうに判断をいたしましたので、この運用にしたいというふうに思っております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

161 ページの家具転倒防止対策補助金 1 万 2000 円ということですが、これは、以前は 10 万円を超えとったと思うんですけれども、どういうわけで希望者がいないからなったのか、それとも、市のほうから積極的に PR して、これまだ、南海

トラフの巨大地震なんか来て、家具はこれ、必然的に転倒するわけですけども、多分まだ各世帯、十分な対策は、自主的にされておる方もおりましようが、補助金をもらって整理したいという人も当然あると思うんですけどもそういう人の掘り起こしというか、対策が十分行っていないのかなど。それとも補助率が悪いのか、その辺ちょっとよく分からないんですけど、これ 1 万 2000 円というのは少ない金額のような気がしますが、この辺、何か、どんどん尻すぼみになってきておるようなんですけどいかがでしょうか。その辺の感覚はちょっと分かりにくいんですけども。

○谷川危機管理課長

まず実績ですけれども 29 年度に創設しておりますけれども 29 年度が 9 件で 3 万 7200 円、30 年度が 3 件で 1 万 3300 円、元年度 2 件で 1 万 4000 円、2 年度がコロナの感染拡大が非常に苦しかったときですけれどもゼロ。3 年度が 1 件の 1800 円、今年度 4 年度が 1 件の 1,700 円というのが現状でございます。

ですので、予算としては実績に基づくところで精査の指示もありまして精査をしているところなんですけれども、事業自体につきましては非常に重要な事業であるというふうに考えております。1 番根幹となる自助の部分ということになりますので、高齢者等、障がいのある方を対象に始めた事業ではございますが、途中で子どもたちのいる家庭まで範囲を広げたりとか、補助条件等の見直しも行ってまいりました。あとあわせて自主防災組織や防災士等の会議、研修会、防災訓練といういろんな場での啓発とチラシの配布、西予市ホームページ、それから西予 CATV の行政情報番組などでも啓発をしているところでございます。2 分の 1 の補助というところもあります。補助金の額に関しては適正かというふうには考えておりますけれども、ある程度必要なところはもう既に御自宅等済まされているというところもあるのかなというふうに思います。

補助金の申請のときに写真を付けたり、領収書を付けたりという手間というところが考えられるんですけども、啓発に基づいて引き続き行っていきたいというふうに考えております。こちらの事業は防災士の連絡協議会の皆様からも非常に重要という御指摘を受けていただいております。設

置に当たって、お1人で困難な方に関しましては、防災士の皆様が御自宅にお伺いをして設置の支援をしていただいておりますので、そちらも含めて、引き続き、啓発には努めてまいりたいというふうに考えております。

○中村委員

続いて津波避難所の説明があったと思うんですが、それぞれ備蓄品などを拡充していかれておるとは思いますが、津波が来れば長時間そこで避難しておられないかんわけですけども、備蓄品などの整備状況についてちょっと分かる範囲で説明願ったらと思えます。

○谷川危機管理課長

先ほど御説明させていただきました備蓄物資整備事業の備蓄物資に関しましては津波に限らず市の備蓄物資としまして、先ほどの水、パン、アルファ米、粉ミルク等を1日3食分、人口の10%を分散して備蓄しているところでございます。あわせて津波対策につきましては、津波緊急避難場所に対しまして倉庫、テント、それから簡易トイレ等を配備している状況でございます。各自主防災組織の補助金等も活用していただいて各組織の中で、それぞれの地域に見合った備蓄品を倉庫内に格納をしていただいているところが海岸部、沿岸部の津波緊急避難場所についてはございます。あと、合わせてやはり津波の場合には高台避難するという原則がございますので、家庭内での備蓄の推進というものはより強くお願いしていかないといけないということで、啓発等にも努めさせていただいているところでございます。

○中村委員

先ほど説明ありました備蓄品の中に水とあったわけですけども、水はこれ大切なものなんですけど、避難した方々が水だけというのはちょっとどうかと、ジュースが飲みたいとか、お茶が飲みたいとか、嗜好が多様化しておるんじゃないかと思えますが、これはもう自主防災組織で対応するというところで市のほうでは、お茶などは、その中には含まれてないわけですか。

○谷川危機管理課長

基本的には、発災から3日程度の間の持ち出し品は、それぞれの先ほど言いました御家庭で、あと、緊急避難先にある程度のもをということをお願いしているところでございます。行政として

できる、現在できる初動としては、こういったものが予算的なもの、更新に係る予算も含めて限界かなというふうにも考えております。あと、災害が長期化したときには、国や県周辺からあるいは協定先からの支援物資等を迅速に届けるというような体制に行政側としてはシフトしていったら、その食料に対する不安というものを少しでも早い段階で解消していくという方向で進めてまいりたいなというふうに考えております。

○佐藤委員

同じページ161の自主防災組織活動育成補助金388万5000円なんですけど、昨年と比べると20万ほど多分下がってるんじゃないかと思うんです。私が思うのは、これっていうのは1番大事なことで、今トルコとかチリ辺りの地震があったりして南海トラフあたりも非常に発生するんじゃないかっていうことで、言われておる中で、この予算が下がるんじゃないかと私はできれば上げるのが本当じゃないかと思うんですが、その辺りは課長はどんなふうに思われてますか。

○谷川危機管理課長

減額の理由につきましては予算編成に基づく補助金等の見直しに基づいたことで減額をさせていただいておりますけれども、この事業に関しましてはニーズもありますし、防災という面からも引き続き、各組織で利用していただいて、こういうことを前提として今後継続していくべき予算も、それに見合ったものをつけていくべきというふうに私は考えておりますけれども、議会のほうからも指摘していただいておりますが、その予算の執行の内容自体を、まず、今、拠点整備事業と支援事業という、避難所の拠点を整備する事業と備蓄品なんかを購入していただくものに対しての事業というふうに分かれているんですけども、使っている内容についても、当たり前のように更新していくとか、そういうものではなくて地域の中でいろいろ考えていただいて、内容自体を精査していただき、適正に執行していただくということそれから、まだその利用されていないところに対する啓発なんかも、引き続き努めていきたいと思うんですけども、予算の範囲の中で、より有効的な活用していただけるような、仕組みも考えていかないというふうに考えておりますので、そこらも、地域の状況も見ながら、今後も予算を計上し

た分の適正な執行には努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤委員

今課長からの説明で十分分かるんですが、多分、自主防災組織の中でも温度差があってまだ出来ないところとかっていうふうな形のものはあるかと思うんですよね。そこを、ある程度のところまでは、しっかりと危機管理課のほうで、これどんなんですかとかっていうふうな形のレベル的なものをしっかりと合わすような形に進めていかれるのが本当じゃないかと思うんですよね。その辺りは出来ているのかどうかっていうのをお聞きいたします。

○谷川危機管理課長

そういった標準化というか、どこの地域にも同じような使い方というか、まず使っていただいて防災に役立てていただくという御指摘は先ほど言いましたように、議会のほうからもいろいろお話をいただいております。ただ、やはりその温度差があるところの解消というのはなかなか難しくまたちょっとコロナの影響もありましたので、うまく出来ていないところでもありますけれども、今佐藤委員の御指摘のところは十分認識しておりますので、引き続きその辺については努めてまいりたいと思っております。

○中村委員

今の佐藤委員の質問に関連するんですけども、自主防災組織率は 67 あって 100%だと。それはもう非常に目標値を達成されておるわけですがけれども、日常のそういう災害に対する防災訓練の申請が減ってきておるんじゃないかとか横ばいとか、実際その 67 組織毎年やっておるところとやってないところ、全く今までやってないというようなところもあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の防災訓練の実施状況ですか、そういうところについて分かるようでしたら教えてもらったらと思うんですよ。そして、余りにも小さい組織ではなかなか効果的な訓練も出来ないんじゃないかと思うんですけれども、大きな組織では、何世帯ぐらいあって、小さいところでは、何世帯ぐらいの防災組織があるのか、余り小さいとそういう、みんな訓練するというのもなかなか効果的なことが出来ないんじゃないかなと思うんですけれどもそういう組織の世帯数なんかの

大小についても分かるようであれば教えてもらったらと思います。

○谷川危機管理課長

各組織の防災訓練の実施事業なんですけれどもやはり海岸部の津波を想定した東日本大震災からの大きな災害を目の当たりした状況の中で沿岸部の状況と、それから、この宇和地区の状況とか、それぞれのところで変わってる、違ってくるっていうのは事実あるかと思います。人が動く訓練ではなく、座学的なものを含めるとかなりの回数がございますので、また回数につきましては、後ほど、細かい資料今持ち合わせてございませんので、提出させていただいたらと思いますけれども、訓練に参加したくてもどうすればいいのかというようなところもありますので、市が入って訓練支援を行うという取組を沿岸部の旧 2 町明浜町、三瓶町を隔年ごと、それから、中山間地の宇和・野村・城川の 3 町を隔年ごとに回った、西予市の防災訓練と津波防災訓練というものを実施しております。

令和 4 年度は、宇和町の明間地区で実施しておりますして 180 名の方が参加をさせていただいております。また津波に関しましては、明浜町の宮野浦地区で開催しまして 200 人の住民の方が参加をしております。それから、昨年度は、城川町の高川地区 501 人の参加、それから津波は三瓶町の蔵貫で 320 人の参加ということで、市が入って啓発も含めて、自主防災組織と協力させていただいて、訓練をしているということも各年度行っております。

今年度は、中山間地の訓練としましては、野村町の予子林地区、それから地震津波防災訓練としましては、三瓶町の周木地区で実施をするということで今後、それぞれの地域と打合せ協議を行って進めていくという計画にしております。

こういったことを通しまして、まだ訓練等未経験という組織に対しても、フォローしていけて、それが毎年、訓練を行っていただけるというふうになればいいかと考えておりますが、今しばらく時間がかかるか、コロナの影響もあります。今、人が集まるということがここ出来てない状況もありましたので、そこからの立て直しも含めてなので、今しばらく状況が、時間がかかろうかと思いますが、続けてまいりたいというふうに思ってお

ります。

それから組織の世帯数につきましては基本的に、行政区単位で組織している組織が多いというふうに見受けられます。またそこでも資料では提供させていただくんですけれども、例えば、宇和地区でしたら大きく、宇和地区のこの旧宇和町小学校でしたら、その大きな単位でというよりは、各行政区単位での組織をつくられておったりとか、中川のほうでしたら中川地区で自主防災会とか、その組織のバランスというものもなかなか違うところがあるところがありますので、小さい組織では逆にやりやすく訓練をされている、しやすいという面もありますし、大きな組織になると、なかなか組織全体ではということで、取組は難しいんですけれども、例えば石城地区の岩木地区は単独で実施されるというところにも、市としても支援をさせていただいたりということで、必ずしも大きなエリアで全体としての訓練をお願いしているというわけではなくて、実際にあったような訓練の実施についてもフォローさせていただいておりますので、その辺も、今後、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○中村委員

大体分かったんですけど、コロナの関係でなかなか数年困難な面があったんじゃないかと思っておりますけれども、防災組織にはそれぞれ防災倉庫があって、いろんな備品が備蓄されております。もちろん食料品もあるわけなんですけれども、そういうものを、常に管理してチェーンソーなんかやったら動くのか動かぬのか、動かしてみないと分からないし、油なんかもあるのかどうか。そういう日常の世話役といいますかそういう人らが、少なくとも、会がない、防災訓練がないからチェックしないと言うんじゃないくて、チェックが出来ておるのかなというのがちょっと心配があるんですけど、その辺はいかがでしょうか。何か対策はとられておるのでしょうか。

○谷川危機管理課長

市が、備付けておる備品資機材につきましては当然、維持管理等はしておりますけれども、細々とした組織をそれぞれの細かいところまでの確認等はしておりませんが、それぞれの組織で購入されたものは、訓練等に使用していただく、定期の点検等は補助金等の交付のときにはお願い

をしているところでございます。

また今、防災士の方々もそれぞれの地域の中で、かなりの数、手を挙げていただいてなっているところですので、その防災士の方も軸となって、地域の中でそういった形、共助の部分で活躍していただける体制を引き続き、詰めていくということに、市としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○谷川危機管理課長

補足でございますけれども、自主防災組織も一応連絡会は開催をしております。その場でこの補助金の制度のこととか、いろんな事例とかも、させていただきまして、それぞれの組織に持ち帰っていただいて活動につなげていただくような取組をしております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 55 分)

【税務課】

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 4 分)

それでは、税務課の審査を行います。

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分を議題といたします。

宮中課長の説明を求めます。

○宮中税務課長

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分について御説明を申し上げます。

まず、歳入の部から御説明をいたします。予算書の13ページを御覧ください。1款市税、1項市民税、1目個人につきましては、対前年度3604万8000円増の11億7434万9000円を計上しております。増減の主な理由といたしましては、現年課税分において、人口減少を考慮するものの、直近の納付実績を踏まえた見込額としております。

続いて、2目法人につきましては、対前年度635万3000円増の1億4895万4000円を計上しておりますが、推計が困難であることから、過去の実績をもとに算出をしております。

2項1目固定資産税につきましては、対前年度3837万円増の15億1115万5000円を計上しております。増減の主な理由といたしましては、家屋において、共同住宅や新築、増築家屋の増を見込むほか、土地償却資産におきましても、直近の納付実績を踏まえた見込額としております。

続いて、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、主に国土交通省や愛媛県の固定資産に対する減価償却の影響により、対前年度34万円減の1356万4000円を計上しております。

次に、3項1目軽自動車税につきましては、対前年度535万2000円増の1億6399万円を計上しておりますが、直近の納付実績を踏まえ、新車の購入台数を見込んだものでございます。

予算書14ページをお開きください。

2目環境性能割でございますが、直近の納付実績を踏まえまして、対前年度18万円増の753万6000円を計上しております。

次に、4項1目市町村たばこ税につきましては、直近の納付実績を踏まえまして、対前年度2109万6000円増の2億2439万7000円を計上しております。

次に、5項1目鉱産税につきましては、直近の納付実績を踏まえまして、前年と同額の8000円を計上しております。

以上、市税総予算額32億4395万3000円、前年比1億705万9000円の増でございます。

続きまして、予算書24ページをお開き願います。13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、2節徴税手数料でございますが、対前年度1万8000円減の271万円を計上しております。増減の主な理由といたしましては、令和5年

1月から、軽自動車税の車検の際に必要とされていた納税証明書の提示が、納税確認の電子化により原則不要となりましたので、若干手数料の減少を見込んでおります。

次に、予算書34ページをお開き願います。15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金の県民税徴収事務費委託金につきましては、対前年度55万9000円減の4800万8000円を計上しております。増減の主な理由といたしましては、個人市民税と合わせて徴収をしている県民税の取扱い費となりますので、人口減少の影響を踏まえた見込額としております。

次に、予算書39ページをお開き願います。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金でございますが、前年の実績をもとに算出しまして、対前年度30万4000円増の375万8000円を計上しております。

続いて、歳出の部を御説明いたします。予算書63ページをお開き願います。

2款2項1目税務総務費として1億4208万4000円を計上するものでございます。その内訳は、事業概要欄にございます。税務総務費庶務事業、会計年度任用職員給与費及び職員給与費となっております。税務総務費庶務事業の119万3000円につきましては、税務課内全般の運営に係る消耗品費、郵券料、コピー使用料などの庶務経費や、公用車の管理に係る経費などを計上するものでございます。また、会計年度任用職員給与費につきましては、育児休暇を取得している職員の代替職員に係る人件費を計上するものでございます。なお、正規職員に係る職員給与費につきましては、総務課所管のため説明を省略させていただきます。

次に、予算書65ページをお開きください。2目賦課徴収費として3252万円を計上するものでございます。その内訳は、事業概要欄にございます。市税賦課事業、管理収納事業、市税過誤納還付金運営事業及び債権整理事業となっております。そのうち、市税賦課事業の1398万4000円につきましては、市県民税、法人市民税、軽自動車税及び固定資産税の賦課徴収に係るシステムデータの更新、改修負担金のほか、印刷製本や通信運搬費等の経費を計上するものでございます。

続いて、管理収納事業の778万9000円につき

ましては、納税相談や臨戸訪問、文書催告等を実施するとともに、納税意識の低い滞納者に対して、預貯金、給与、生命保険等の債権を中心に、差押えなどの滞納処分を行うため、市税の収納管理に係る経費を計上するものでございます。また、徴収困難な長期滞納者や高額滞納者につきましては、愛媛地方税滞納整理機構へ移管し、滞納者の縮減にも努めているところでございます。

続いて、市税過誤納還付金運営事業の 1019 万 5000 円につきましては、市民が市税の重複納付をした場合や、確定申告などにより税額更正があった場合のほか、法人の予定納税の税額更正があった場合などの還付処理に係る経費を計上するものでございます。

最後に、債権整理事業の 55 万 2000 円につきましては、新年度に設置する債権整理室が、債権所管課の不良債権を回収するためにかかる経費のほか、滞納整理に関する職員研修に要する経費を計上するものでございます。

以上、税務課所管分の説明とさせていただきます。御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○加藤副委員長

13 ページの固定資産税についてお伺いいたします。今回、3800 万円余りの増額を見込まれているようなのですが、この理由として、共同住宅とか新築の建物が増えるということの説明だったと思うのですが、どれぐらいの、今後共同住宅、新築の件数を考えられているのかと、あと、固定資産税の出し方で、教えていただいたらと思います。計算の仕方。

○宮中税務課長

今ほどの加藤委員からの御質問にお答えをさせていただきます。新築家屋につきましては、例年どおりの実績を見込んでおりますけれども、令和 3 年が、参考までになんですが 140 棟ほど新築を見込んでおります。令和 2 年が 110 棟程度、令和 5 年度につきましても同程度の新築家屋の増築を見込んでおります。それと、固定資産税の算出の仕方ではございますけれども、固

定資産税につきましては、課税標準額という建物を新築その当時に年度に建築した場合に係る経費に経年減点補正率をかけまして、課税標準額を算出いたします。それに対して 1.4%の税率を課したものが固定資産税になるという形になっております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

ちょっとだけ疑問なところを、歳入の部分で、ページ 14 の市町村たばこ税の部分なんですけど、2100 万円ほど増ってというふうな形のもので説明がありましたが、私が思うのは、今健康志向で禁煙される方が多いんじゃないかなって思うんですが、この 2100 万円ほどの増税を見込まれてるっていうのはどういう根拠があつてのことでしょうか。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 17 分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 18 分)

○宮中税務課長

今ほどの御質問にお答えをさせていただきます。たばこ税につきましては、段階的に税率が上がってきているということもございまして、今までの例年の実績的なところからも踏まえまして、たばこ税が増収になってきているところの実態も踏まえまして、令和 5 年度予算につきましては、増額の予算編成をさせていただいております。

○中村委員

先ほど加藤委員から質問がありました件の関連ですが、固定資産税の算出で税率 1.4%と言われましたけれども、これは、当然幅が各市、自治体によって取りようがいろいろ幅があるんだろうと思うのですが、この 1.4%というのはどの程度なのか、近隣の八幡浜市や大洲市、宇和島市などもあると思うのですが、西予市の税率 1.4 というのは適正かどうかというのはこれ判断苦しむわけですが、どんなんですかこれ変えてないんですか長年にわたって。

○宮中税務課長

ただいま手元に他市の資料等ございませんので、また改めて確認をして御報告をさせていただきます。

いというふうに考えております。

○中村委員

この 13 ページの固定資産税なんですけど、いろいろ市内を車で走っておりますと、再生可能エネルギーの発電施設がたくさん次々出来ておりますが、その中身は風力もあれば太陽光もたくさんあるわけですけども、ほとんどが市外の人だと思わうんですけども、納税額というのはトータルで年々増えておるんじゃないかと思うんですけど、その辺の内容が分かれば説明いただけたらと思うんですが。

○宮中税務課長

中村委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。今ほど委員おっしゃるとおり、再生可能エネルギーの施設に関しましては、固定資産税のうち償却資産というものに該当いたします。償却資産につきましては、年々増加傾向にあるという形になっております。再生可能エネルギーと言いましたら風力もありますし太陽光のものもございまして、風力につきましては 1 社のみという形になりますので具体的なお話はちょっと避けさせていただくところではあるんですけども、ソーラーパネルの再生可能エネルギーにつきましては、増加傾向にありますので、再生可能エネルギーの施設が入る固定資産税の内の償却資産につきましては、年々増加傾向にあるという状況にございまして、固定資産税のほうが、全体的に税額が向上しているというのは、償却資産の増加傾向の影響が大きいというところもあるのが実態でございます。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 23 分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 27 分)

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 27 分)

【財政課】

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 29 分)

それでは、財政課所管分を審査いたします。

議案第 13 号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

それでは審査していただきます財政課所管分のうち、議案第 13 号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明させていただきます。

議案書 30 ページをお開き願います。地方自治法の規定に基づき定めております、普通財産の譲与または減額譲渡及び無償貸付けまたは減額貸付けの規定を見直すため、今回、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきまして、第 3 条第 5 号では、市内の認可地縁団体が地域的な共同活動のために使用している市が所有する集会施設やその他の普通財産について、同財産を当該地縁団体に譲与又は減額譲渡することを可能とするよう改正し、第 4 条第 1 項に市が目的を持って取得した住宅用地等の普通財産を、その目的のため貸し付ける場合、無償または時価の低い価格での貸付けを可能とするものであるよう加えるものでございます。令和 5 年度の新規事業であり、移住定住促進、若年層の子育て支援として実施します住宅土地活用事業において、本年度に西予市土地開発公社から購入した住宅用地について、定期借地権を設定し、貸し付けることを可能にするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

この説明資料の5項という括弧の5と書いてあるところに、地縁団体にそういう譲渡するという形になっておりますけど、実際、地縁団体の認可の申請というのは、もう皆、手続は終えたところなんですか。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時32分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午前11時37分)

○山住総務部長

ただいま中村委員からの御質問でございますけれども、認可地縁団体につきましては総務課の所管になっておりまして、今回の集会所を対象とした件につきましては、まちづくり推進課の所管となっております。内容につきましてはまちづくり推進課で確認いただけたらと思います。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第13号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち財政課所管分を議題といたします。

安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

それでは議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」について、まずは令和5年度一般会計予算の概要、特徴について御説明いたします。

歳入歳出予算はそれぞれ284億7000万円で、令和4年度の317億6000万円と比較しますと、32億9000万円、10.4%の減となっております。豪雨災害に係る復旧復興関連予算は4億2800万9000円を計上いたしております。

歳入の概要について、款別に御説明いたします。配付しております総務常任委員会資料の1ページ、

歳入款別説明資料を御覧ください。

10款地方交付税は、地方債の償還に係る需要額の減、国勢調査人口の置き換え等の影響による普通交付税の減額、14款国庫支出金は、明浜柑橘加工施設整備事業費、新型コロナウイルス関連事業費等の減に伴う減額、17款寄附金は、ふるさと応援寄附金の増、18款繰入金は、庁舎建設事業基金、森林環境譲与税基金繰入金等の増、20款諸収入は、野村支所庁舎改築事業負担金、畜産施設整備事業負担金の減、21款市債は、野村支所庁舎建設事業費、土居地区地域づくり活動センター整備事業費、明浜柑橘加工施設整備事業費、溪筋地区体育館建設事業費等の減に伴う減額となっております。今後も、復旧復興事業や大型建設事業が計画されておりますので、国県支出金、旧合併特例事業債や過疎対策事業債などの交付税措置率の高い有利な地方債など、歳入を的確に見込み、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳出の概要について款別に御説明いたします。配付資料の2ページ、歳出款別説明資料を御覧ください。

まず、増額の大きい予算科目といたしまして、3款民生費では、養護老人ホーム三楽園建設事業費、児童公園整備事業費等の増、7款商工費は、ふるさと納税推進事業費等の増、13款諸支出金は、ふるさと応援基金積立金の増となっております。

次に、減額の大きい予算科目といたしましては、2款総務費は、野村支所庁舎建設事業費、土居地区地域づくり活動センター整備事業費等の減、4款衛生費は、予防接種事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、野村病院事業会計繰出事業費等の減、6款農林水産業費は、明浜柑橘加工施設整備事業費、畜産施設整備事業費等の減、8款土木費は、三瓶地区雨水公共下水道事業費、小規模住宅地区等改良事業費等の減、10款教育費は、溪筋地区体育館建設事業費、新型コロナウイルス感染関連事業費等の減となっております。

それでは、予算書に沿いまして、財政課所管分の主なものについて、歳入予算から御説明いたします。配付資料は3ページ、歳入の科目別内訳表を御覧ください。

財政課の歳入予算科目、2款地方譲与税から

11 款交通安全対策特別交付金までの予算計上につきましては、国が公表、通知をしております令和5年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等についてと、令和5年度地方税及び地方譲与税収入見込額などを基本としつつ、当市の過去の収入実績により調整を行い計上いたしております。それでは、主な予算科目について御説明いたします。

予算書は14ページとなります。2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税5723万7000円ありますが、対前年度3.4%、201万1000円の減となっております。

予算書は15ページになります。2項1目自動車重量譲与税1億7457万9000円ありますが、対前年度4.8%、885万3000円の減となっております。続いて3款1項1目利子割交付金262万7000円ありますが、対前年度28.1%、102万6000円の減となっております。4款1項1目配当割交付金1872万6000円ありますが、対前年度48.7%、613万6000円の増となっております。

予算書は16ページをお開きください。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金1364万7000円ありますが、対前年度19.9%、226万5000円の増となっております。6款1項1目法人事業税交付金6340万1000円ありますが、これは、県税である法人事業税の一部を市町に対して、従業者数で案分して交付するものでございます。増額の理由といたしましては、交付基準に用いる数値が、従業者数と法人税割額との併用から、従業者数のみに変更となったこととあります。対前年度28.1%、1390万1000円の増となっております。7款1項1目地方消費税交付金8億9550万8000円ありますが、愛媛県の予算要求額を基本にして、一般財源分と社会保障財源分とに区分して試算をしております。消費税10%のうち、2.2%が地方消費税となりましてそのうち一般財源分は1.0%、国勢調査人口と経済センサス基礎調査の従業者数により案分され、社会保障財源分は1.2%、国勢調査人口により案分されます。対前年度11.3%、9104万7000円の増となっております。

続きまして、8款1項1目環境性能割交付金1757万7000円ありますが、対前年度21.4%、477万2000円の減となっております。

予算書は17ページになります。9款1項1目地方特例交付金1778万1000円ありますが、国の制度変更等により、地方負担の増や減収が生じるときに交付されるもので、令和5年度は個人住民税の減収補填に係る予算を計上しております。前年度比較6.0%、114万5000円の減でございます。

続きまして、10款1項1目地方交付税123億5000万円でございます。普通交付税につきましては、対前年度2.6%、3億円減の111億円を計上いたしております。減額の要因としましては、地方債の償還に係る需要額の減、国勢調査人口等の置き換えに係る数値急減補正の減等が挙げられます。後ほど説明いたします臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税額を令和4年度の当初算定実績と比較しますと、1億5133万4000円の減少の試算となっております。交付税に依存する当市の歳入構造においては、今後も国の交付税制度の動向に注意が必要だと認識しております。

次に、特別交付税につきましては、令和5年度の特種財政事情の経費が、当初予算計上時点では、適切に試算が出来ないということもありますので、当初予算では、対前年度1.2%、1500万円増の12億5000万円を計上いたしております。

続きまして、11款1項1目交通安全対策特別交付金397万9000円ありますが、対前年度3.6%、14万9000円の減となっております。

続きまして予算書は19ページをお開きください。13款1項1目総務使用料1節総務管理使用料941万6000円ありますが、財政課所管分として、市有施設を太陽光発電設備事業者に貸付しております使用料154万7000円と、庁舎使用料7000円を計上いたしております。

続きまして予算書は29ページをお開き願います。15款1項1目総務費県負担金、権限移譲事務等市町交付金241万6000円のうち、財政課所管分200万5000円ありますが、過去3年間の伸び率の平均から、前年度比較0.8%、1万7000円の減を見込んでおります。

続きまして、予算書は34ページになります。配付資料については4ページになります。16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入2979万1000円ありますが、財政課所管分における市有地貸付におきましては、電柱等敷地料

を除き、賃貸借契約 106 件、貸付料 1321 万 2000 円、建物貸付けにおきましては、賃貸借契約 21 件、貸付料 788 万 1000 円を計上いたしております。

続きまして予算書は 35 ページをお開き願います。2 目利子及び配当金、1 節利子 176 万円のうち、財政課所管分として、今後見込まれる各基金に係る定期預金及び普通預金利子を計上いたしております。財政調整基金利子 37 万 6000 円、減債基金利子 14 万 1000 円などであります。

予算書は 36 ページをお開き願います。2 節配当金 3,000 円であります。株式会社どんぶり館、株式会社みずほフィナンシャルグループ、四国電力株式会社の株式配当金を頭出しで計上いたしております。

続きまして 2 項 1 目不動産売払収入 100 万円ですが、法定外公共物等の土地売払収入として計上いたしております。

続いて、17 款 1 項 1 目一般寄附金であります。頭出しとして 1,000 円を計上いたしております。

続きまして予算書は 37 ページから 38 ページにかけてとなります。18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 8 億 2245 万 4000 円ですが、一般会計全体の収支不足額を繰り入れるもので、前年度より 2363 万 4000 円の増となっております。

続きまして、10 目減債基金繰入金 3 億円ですが、借入金である市債の返済償還金に充当いたしております。11 目庁舎建築事業基金繰入金 1 億 6580 万円ですが、野村支所庁舎建設事業において、旧支所の解体工事及び跡地の駐車場整備工事に充当いたしております。

続きまして 38 ページ、配付資料は 5 ページとなります。34 目公共施設整備基金繰入金 4590 万円ですが、明浜ふるさと創生館の解体跡地整備、文書館の解体撤去、米博物館の教室改修等に充当いたしております。

続きまして、予算書は 39 ページをお開きください。19 款 1 項 1 目繰越金 3 億 460 万円のうち、財政課所管分 3 億円ですが、令和 4 年度の繰越金見込額を計上いたしております。

続きまして予算書は 42 ページをお開き願います。20 款 5 項 3 目市町振興協会収入、2 節市町振興協会交付金 645 万 3000 円ですが、ハロ

ウィンジャンボ宝くじ収益金のうち、愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息を財源として交付されるもので、過去 5 年間の実績伸び率の平均から、前年度比較 1.3%、8 万 5000 円の減といたしております。4 節市町振興協会基金交付金 889 万 4000 円ですが、サマージャンボ宝くじ収益金をもって、愛媛県が協会に交付する交付金を積み立てる基金を財源として交付されるもので、過去 5 年間の実績伸び率の平均から、前年度比較 1.8%、16 万 4000 円の減を見込んでおります。

続きまして 4 目雑入、2 節総務費雑入 4908 万 1000 円のうち、財政課所管分は 697 万円でございます。内訳としましては、貸付建物等に係る電気料、水道料、CATV サブセンター電気等使用料、災害保険給付金、自動車損害共済給付金などを計上いたしております。

続きまして、予算書は 47 ページをお開き願います。21 款 1 項 8 目臨時財政対策債 8200 万円ですが、国が公表しております、令和 5 年度地方債計画の伸び率は 43.9%の減ですが、財政力の低い自治体には、臨時財政対策債の発行可能額を少なくして地方交付税の交付額で調整をされていますので、当市においては、過去の発行可能額を参考として、令和 4 年度実績額から 47.1%の減といたして計上をしております。

次に、歳出について御説明いたします。配付資料は 6 ページ、事務事業別の事業費財源内訳表を御覧ください。予算書は 53 ページから 54 ページにかけてとなります。2 款 1 項 3 目財政管理費 5736 万 5000 円ですが、まず、財政管理費庶務事業 520 万 4000 円ですが、消耗品費、印刷製本費、コピー使用料などの事務経費のほか、公会計財務書類作成に係る経費を計上いたしております。なお、令和 5 年度より、事務事業の見直しに伴い、公会計整備支援事業をこの事務事業に統合をしております。次に、職員給与費財政管理費 5216 万 1000 円ですが、財政課職員、財政係にかかる給料、手当、共済費等を計上いたしております。

続きまして、予算書は 55 ページから 58 ページにかけてとなります。5 目財産管理費 4 億 5314 万 3000 円のうち、財政課所管分といたしまして、庁舎維持管理事業 6737 万 5000 円でありま

すが、本庁及び各支所庁舎の維持管理において、光熱水費や修繕料をはじめ、電気保安、昇降機、空調機器などの施設設備点検業務委託経費などを計上し、対前年度 4.5%、291 万円の増額となっております。増額の要因としましては電気料金の高騰等が挙げられます。

続きまして、公用車維持管理事業 1882 万 2000 円ではありますが、財政課及び各支所地域生活課が管理する公用車の維持管理経費として、燃料費、車検経費、市有バス運行業務委託料などを計上し、対前年度 2.1%、38 万 2000 円の増額となっております。

続きまして、市有財産維持管理事業 1920 万 5000 円ではありますが、土地や本庁舎及び各支所庁舎以外の建物の維持管理経費を計上し、対前年度 83.8%、9958 万 8000 円の減額となっております。主な減額内容につきましては、平成 30 年 7 月豪雨で被災しました施設、野村体育館、野村支所第 4 別館、野村トレーニングセンター、野村老人憩の家、大和田農村環境改善センター等の施設の解体と、野村高齢者工芸館の倉庫への改修工事が、令和 4 年度で完了したことによるものでございます。

続きまして損害・災害共済事業（公用車・市有建物）1831 万 2000 円ではありますが、公用車の任意保険事業及び市営市有建物等の損害保険事業に関するものでございます。

続きまして消防施設維持管理事業 112 万 8000 円ではありますが、市有施設を対象に、消防設備保守点検等で不備を指摘された箇所の修繕に要する経費を計上するものでございます。対前年度 72.8%、302 万 3000 円の減となっております。減額の主な理由は、消防法に基づく消火器更新が終了したということでございます。

続きまして配付資料は 7 ページになります。会計年度任用職員給与費（庁舎維持管理事業）1861 万 1000 円ではありますが、本庁及び支所庁舎の庁舎清掃等の業務に従事する会計年度任用職員に要する経費を計上するものでございます。対前年度 12.3%、203 万 2000 円の増額となっております。

続きまして 56 ページにかけてとなりますが、会計年度任用職員給与費（庁舎宿直・夜直事業）1904 万 6000 円ではありますが、本庁の宿直業務及

び支所庁舎の夜直業務に要する経費を計上するものであります。令和 5 年度から、支所庁舎の宿直業務が夜直業務として切り替わることでとなっております。対前年度 50.5%、1945 万 9000 円の減となっております。

続きまして職員給与費（財産管理費）7090 万 3000 円ではありますが、財政課職員、管財係、契約管理係に係る給料、手当、共済費等を計上いたしております。

続きまして、企業会計への繰出事業であります。野村介護老人保健施設事業、つくし苑になりますが、西予市民病院事業、野村病院事業、水道事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業の 7 事業における繰出金であります。内容につきましては、それぞれの企業会計所管の委員会での御審議をいただいているところでありますので、予算額と対前年度の比較のみの御説明とさせていただきます。

予算書は 81 ページから 83 ページにかけてとなります。3 款 1 項 3 目老人福祉費、野村介護老人保健施設事業会計繰出事業 1 億 789 万 8000 円ではありますが、地方公営企業繰出基準に準じた企業債元利償還金、基礎年金拠出金、児童手当を要する経費などについて、繰り出すものでございます。対前年度 3.2%、335 万 7000 円の増でございます。

予算書は 109 ページになります。4 款 3 項 1 目病院費 8 億 2930 万 8000 円ではありますが、西予市民病院及び野村病院に対し、地方公営企業繰出基準に準じた企業債元利償還金、救急医療確保、高度医療に要する経費などについて、繰り出すものでございます。対前年度 12.5%、1 億 1865 万 3000 円の減でございます。西予市民病院事業会計繰出事業 5 億 1229 万円、野村病院事業会計繰出事業 3 億 1701 万 8000 円を計上いたしております。

予算書は 110 ページから 111 ページにかけてとなります。4 項 1 目水道費、水道事業会計繰出事業 4310 万 5000 円ではありますが、地方公営企業繰出基準に準じた企業債元利償還金、消火栓維持管理に要する経費などについて、繰り出すものでございます。対前年度 55.2%、5306 万 9000 円の減でございます。

続きまして簡易水道事業会計繰出事業 3630 万 5000 円ではありますが、地方公営企業繰出基準に

準じた企業債元利償還金、消火栓維持管理に要する経費について、繰り出すものでございます。対前年度 25.0%、1211 万 8000 円の減でございます。

予算書は 115 ページから 117 ページにかけてとなります。6 款 1 項 3 目農業振興費、下水道事業会計（農業集落排水）繰出事業 2 億 7427 万 9000 円ではありますが、地方公営企業繰出基準に準じた分流式下水道地方公営企業法の適用に要する経費などについて、繰り出すものでございます。対前年度 30.2%、6359 万 9000 円の増でございます。

予算書は 150 ページとなります。8 款 5 項 2 目公共下水道費、下水道事業会計（公共下水道）繰出事業 3 億 1384 万 9000 円ではありますが、地方公営企業繰出基準に準じた分流式下水道地方公営企業法の適用に要する経費などについて繰り出すものでございます。対前年度 7.7%、2623 万 1000 円の減でございます。

続きまして、配付資料は 8 ページ、予算書は 199 ページから 200 ページにかけてとなります。12 款 1 項 1 目元金 43 億 709 万 8000 円のうち、財政課所管分 43 億 174 万 7000 円ではありますが、令和 5 年度償還予定の元金分を計上いたしております。対前年度 99 万円、0.02%の減となっております。

続きまして、2 目利子 1 億 1431 万 7000 円のうち、財政課所管分 1 億 1388 万円ではありますが、令和 5 年度償還予定の利子分を計上いたしております。対前年度 239 万 3000 円、2.1%の増となっております。

公債費と関連いたします地方債現在高の状況でございますが、予算書は最終ページ、218 ページをお開き願います。表の左から、地方債の区分ごとに、令和 3 年度末現在高、令和 4 年度末現在高見込額、令和 5 年度中の増減見込額、令和 5 年度末現在の見込額となっております。最下段の合計欄を御覧いただきますと、令和 3 年度末現在高は 396 億 2595 万 4000 円、令和 4 年度末現在高見込額は 413 億 7387 万 1000 円、令和 5 年度末現在の見込額は 400 億 7507 万 3000 円となっております。令和 5 年度においては、起債額が償還額を下回る見込みとなっております。年度末の残高が、令和 4 年度末見込みより 12 億 9879 万 8000 円減少する見込みとなっております。なお、災害復旧

事業債、緊急防災・減災事業債、旧合併特例事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債など、いずれも、普通交付税算入率が 7 割を超える財政的に有利な地方債を活用しているところでございます。

続きまして予算書は 200 ページから 201 ページにかけてとなります。13 款 2 項 1 目基金費 6 億 1263 万 2000 円のうち、財政課所管の財政調整基金をはじめ、合計 7 基金の預金利子分を積み立てるものでございます。

最後に、予算書は 202 ページを御覧ください。14 款予備費は、緊急時の支出を勘案して 2500 万円増の 5000 万円を計上いたしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

タブレットでの説明資料の 20 款諸収入とありますけれども、ここの中で、畜産施設整備事業負担金がこういう 1 億 4200 万ですか、減額となっておりますけど、この辺のところをちょっと説明お伺いしたいんですけども。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 0 時 13 分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 16 分）

○安岡財政課長

今ほどの御質問にお答えいたします。どんぶり館の近くにありますが、愛媛県の家畜衛生保健所用地について、造成等の工事に対する負担金が減額したものでございます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」のうち財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後0時16分)

【監理用地課】

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後0時18分)

それでは、監理用地課の審査を行います。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち監理用地課所管分を議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

○松本監理用地課長

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」の監理用地課から財政課及び建設課に移管となります予算について、予算書に基づき御説明を申し上げます。

最初に財政課移管分の予算につきまして、予算書の歳出の55ページから58ページを御覧ください。歳入歳出予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、本年度予算額4億5314万3000円のうち、契約監理事業の282万2000円、住宅土地活用事業の2070万1000円を予算計上いたしました。契約監理事業は、契約監理室が行う工事の発注や物品購入に際しての入札及び契約に係る経費を計上するものであります。主な内訳は、県電子入札システム共同利用推進費負担金の230万3000円でございます。県と県内20の市町が共同利用する電子入札システム運営費に係る市の負担金を計上するものであります。負担額の積算基準は、システムの保守管理と、年度内に予定するシステム改修の経費について、大枠として2分の1を県が負担し、残り2分の1を市町がそれぞれの入札件数に応じた割合に基づいて負担することとなっております。そのため、負担金は、令和5年度の入札予定件数の調査をもとに、県が算定した金額を計上しております。その他の経費としましては、入札参加資格要件となる建設会社の施工実績や技術者の状況などの情報検査を行うためのシステム使用料、郵便料などを計上しております。

続きまして、新規事業の住宅土地活用事業は、

市で購入しましたみどり団地の6区画を、お得に住もう！せいよ事業を行うための経費を計上するものであります。御手元に配信の資料もあわせて御覧ください。事業の内容は、市内外の子育て世帯に、市の所有する土地に定期借地権を設定することで、安価に提供し、あわせて住宅取得費の応援金や子育て応援金を支給して、子育て世代の支援や移住定住による人口増加を図るものであります。主な内訳は、住宅土地活用事業補助金の2050万円でございます。具体的には、住宅取得応援金で、定期借地権の土地に住宅を建設する場合に100万円の応援金と最大75万円の住宅ローンの利子補給を行う費用として合計175万円の6区画分1050万円、西予で子育て応援金で、市または公社の所有する分譲地に住宅を建設し、引越した場合、子ども1人当たり50万円を支給する費用として1000万円を計上しております。また、土地取得優遇措置として、定期借地権の土地の貸付け契約の保証金の優遇措置も行います。その他の経費としましては、定期借地権の事務に係る手数料、消耗品、郵便料などを計上しております。

続きまして、予算書の歳入の34ページを御覧ください。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額5707万8000円のうち、100万1000円を予算計上いたしました。定期借地権の貸付けに係る貸付料で、みどり団地6区画分でございます。

次に、建設課用地登記係の予算につきまして、予算書の歳出の141ページから143ページを御覧ください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額2億9057万4000円のうち、道路地籍整備事業の442万1000円を計上いたしました。道路地籍整備事業は、市道の道路敷となっている用地の未登記箇所について、改めて測量を行い、地権者から使用承諾などの手続を進めるための経費を計上するものであります。主な内訳は、職員での対応が難しい急傾斜地や山林などの作業効率を考慮し、業者委託により測量を行うための測量委託料306万6000円でございます。その他の経費としましては、測量機器の検定手数料や衛星測位システムに係る回線使用料、測量製図システムの更新費用及び保守委託料などを計上しております。なお、道路地籍整備事業では、歳

入予算は該当がございません。

以上で、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」の監理用地課分から移管する分の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中村委員

この 141 ページの道路地籍整備事業、今年は 442 万 1000 円とありますけれども、この整備事業というのは、延々と続くのかなあという気がするわけですが、大体そういう地籍が測量が出来てないところがこれたくさんあると想定しておりますけれども、大方終了するというような見込みはたっておるのでしょうか。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 0 時 25 分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後 0 時 26 分)

○松本監理用地課長

予定としては、令和 17 年で完了する予定となっております。

○源委員

そしたら予算書 55 ページ、住宅土地活用事業についてお尋ねしたいと思います。この間ある程度要綱をいただいて拝見したんですけど、これ単純に、市内市外はまず問わないということによるのでしょうか、まず 1 点目です。

○松本監理用地課長

該当するのは市内市外は問いません。

○源委員

2 点目、例えば、今回定期借地をつくられた土地がみどり団地であると、12 月定例会のときにこういった案が出てきてその際にも質問したと思うんですけど、今後、例えば、土地開発公社が所有されてるのはほかにさくら団地であったりとか、三瓶町のいぶき団地、城川町高野子団地があるかと思うんですけど、そのあたりまで広げる考えがあるかどうか。特に同じ宇和町のさくらのほうは、距離的にも 2 キロ程度しか変わらないとは思いますが、その辺りの考えについてお尋ねをい

たします。

○山住総務部長

今ほどの源委員の御質問にお答えをさせていただきます。今回みどり団地につきましては試行的ということでまず取り組んでいるものでございます。その状況を踏まえた上で三瓶のいぶき団地、城川の高野子団地というところに展開をしていくというところまでは確かに構想の中に入っております。ただし、さくら団地につきましては現在、その団地につきまして分譲も進んでおりますので、状況を見た上での判断ということで、現段階においては、さくら団地を適用するという計画は、今のところはございません。

○源委員

最後にちょっと事前にいただいた監理用地課の資料、今見ながら話してるんですけど、予定と書いてあるんですが、「せいよ de 子育て応援金」を御用意しますと、これ見ると 12 歳以下の子ども 1 人で 50 万円を提供すると、みどり団地以外の土地開発公社の住宅地に住宅建設し、転居された方も対象ですというふうに予定のとこありますが、土地開発公社の住宅地以外、民間地ですよ、そういった場合はどのような取扱いになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○松本監理用地課長

今現在は市と土地開発公社の所有する物件だけとして考えております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」のうち監理用地課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 0 時 29 分)

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後1時27分)

これより、政策企画部の審査を行います。

審査に先立ちまして、宇都宮部長より挨拶をお願いいたします。

○宇都宮政策企画部長

宇都宮部長が挨拶を行う。

○河野委員長

それでは、議案第46号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、議案第46号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本議案は、土居診療所の診療日の変更に伴い、城川地区生活交通バスの運行内容を変更する必要が生じたことから、変更案について、関係地域への説明を行った後、西予市地域公共交通活性化協議会にて御承認いただきましたので、令和5年4月1日から、生活交通バス運行内容の一部を見直すものであります。

内容といたしましては、城川地区生活交通バスの運行路線について、利用状況に合わせて、これまで、土居診療所行き、魚成、中津川、今田から土居線を城川支所行き、魚成、中津川、今田から下相線とするものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

ここに提案理由として、土居診療所の診療日の変更に伴いとありますが、実際はどういうようになって変更になったんですか。

○長野まちづくり推進課長

土居診療所の変更ですが、これまで、火曜日、木曜日、金曜日の診療となっておりましたものが、令和5年4月1日から、火曜日、木曜日の2日と変更となります。

○中村委員

前もそういうようになると聞いたんですけども、もうこれ、時間は、今後検討するとかいうようなことだったように思いますが、時間なんかも決まって、このバス路線の運行自体が、スムーズに合致するような形になっておるんですか。

○長野まちづくり推進課長

現在のところ、火曜日と木曜日は1日診療されるとお伺いしておりますので、それに合わせた生活交通バスの運行時間を設定させていただいております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第46号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分を議題といたします。

長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分の主な事務事業と予算、また、その概要を御説明させていただきます。西予市一般会計予算書に基づき、歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明いたします。

予算書の61ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、21目地域づくり活動センター費を3億9328万1000円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり27の事業、2件の職員給与費を計上しております。それでは事業ごとに御説明いたします。地域づくり活動センター費庶務事業の853万3000円ですが、地域づくり活動センター運営委員会委員報酬518万4000円ほか、各センターに設置しておりますAEDリース料108万円など、地域づくり活動センター推進に係る庶務経費とな

ります。

次に、各センターの管理運営費ですが、これまで、公民館維持管理事業として、主に施設の維持管理に係る経費を組んでおりましたが、事務事業を地域づくり活動センター管理運営事業として引き継いでおります。こちらは、従来の地区公民館から移行するセンターのほか、野村町の大野ヶ原、三瓶町の下泊の二つの地区をセンターに加え、26 事業となっております。同じようにセンターが新たに設置されます周木地域づくり活動センターにつきましては、旧周木小学校をセンター施設として整備が完了するまでは、二木生地域づくり活動センター、現在の三瓶北公民館を供用しますので、維持管理費が発生しないため、事務事業はございません。26 の管理運営費は、合計で 5356 万 9000 円となります。また、魚成地域づくり活動センターにおいては、交換推奨年数経過による高圧機器更新、キュービクルの塗装工事が必要となっており、工事請負費 423 万 5000 円を計上いたしました。なお、経費財源の一部に公共施設整備基金繰入金 420 万円、各地域づくり活動センターの財産収入 32 万 7000 円、使用料 54 万 6000 円、諸収入 316 万 8000 円を充当しております。

次に、会計年度任用職員給与費 9431 万 8000 円でございますが、各センターのセンター長 26 名、事務職員 25 名の人件費となります。

次に、予算書の 72 ページを御覧ください。2 款総務費、8 項地域振興費、1 目地域振興費を 4 億 6532 万円とするものです。この内訳は、事務事業概要欄に記載しておりますとおり、10 事業の事業費でございます。それでは、事業概要欄の順番に御説明いたします。初めに地域振興費庶務事業 67 万 5000 円でございますが、愛媛地域活力創造センター負担金のほか、当課所管の地域振興に係る各種協議会等への負担金及び庶務事業に係る事業費でございます。

次に、移住交流促進事業 4255 万 9000 円でございますが、この事業は、市外からの移住促進により持続可能な地域社会を形成することを目的として、一般社団法人西予市移住定住交流センターへの移住交流促進事業の委託、移住交流促進協議会の開催、移住フェアなどのイベントへの参加や実施を行うものであります。令和 5 年度の主な事業

費といたしましては、移住者住宅改修支援事業補助金 820 万円、移住支援事業補助金 200 万円、民間や地域団体が実施するテレワーク環境を備えたコワーキングスペースやゲストハウスの整備、また、移住体験住宅等の整備などを支援する移住交流促進事業補助金として 550 万円があります。令和 3 年度から実施しております移住マッチング事業ですが、参加していただいた地域づくり組織や、参加者からも大変好評をいただいております。確かな手応えを感じておるところでございます。令和 5 年度も引き続き実施することとしております。また、都市部での移住フェアについても、県内自治体が連携した大規模フェアの実施をはじめ、今年度以上に積極的に出展することとしており、これら移住交流促進業務を令和 5 年度より、一般社団法人西予市移住定住交流センターの委託業務に追加いたしまして、委託料 895 万 4000 円を計上し、より柔軟な対応によって、移住者及び関係人口の拡大を目指します。また移住定住策施策を支える移住定住交流センターの役割は、今後ますます重要となってきており、安定した運営を行うため運営補助金として 1232 万円を計上し、事務局機能と体制の強化を図ります。また、令和 4 年度から、愛媛県が南予 5 市町と連携して、子育て世代をターゲットとした移住促進応援を行っており、引き続き令和 5 年度もその負担金として 120 万円を計上しております。なお、経費財源の一部に、地方創生推進交付金などの国庫補助金 1008 万 8000 円、移住者住宅改修等の県補助金 560 万円と、地域振興債 410 万円、使用料 14 万円、諸収入 70 万 8000 円を充当しております。

次に、地域おこし協力隊事業 1 億 4189 万 4000 円でございますが、平成 28 年度から取り組んでおります西予市版田舎で働き隊は、地域づくり組織等が地域おこし協力隊制度を活用し、地域住民が主体となって、地域おこし協力隊の活動や定住を支援し、地域課題解決や活性化に向けて活動していただくものです。令和 5 年度は、現役隊員 23 名に加え、新たに 7 名の隊員受入れを予定しております。主な予算は、隊員等報償金 8248 万 2000 円、隊員の活動支援業務委託料等 5711 万 2000 円、せいよ地域おこし協力隊起業支援補助金 200 万円であります。

次に、姉妹市町交流事業 391 万 5000 円でございますが、姉妹市町である北海道黒松内町と両住民の相互理解や友好の絆を深めることを目的に行っている交流事業であります。令和 2 年の新型コロナウイルス感染拡大により、しばらく交流を行うことが出来ておりませんでした。令和 4 年度によろしく再開することが出来ました。令和 5 年度におきましては、旧野村町との姉妹市町交流を始めてから、交流 30 周年を迎えることとなり、相互の交流事業を拡大して行うとともに、過去の交流活動の記録をまとめ、記念誌を発行するための予算を計上いたしました。

次に、地域づくり活動センター推進事業 1 億 9653 万 2000 円でございます。事業予算の内訳といたしましては、地域づくり組織に対して交付する基礎型交付金に 7000 万円、手上げ型交付金に 3000 万円、地域任用職員を雇用する経費として 9000 万円を主に計上したほか、地域づくり人材を養成するための地域人材育成セミナー開催経費 156 万 3000 円、地域づくり組織の活動を側面から支援する地域担当職員の時間外勤務手当 275 万 4000 円などを計上いたしました。なお、経費財源に過疎対策事業債ソフト事業分として 7000 万円を基礎型交付金に、それから、地域振興基金から繰入金として 1 億 2000 万円を地域任用職員の人件費相当分 9000 万円と手上げ型交付金の 3000 万円にそれぞれ充当し、そのほか、地域振興基金利子 47 万 2000 円、ふるさと応援基金繰入金 220 万円、地域活性化センター助成金 150 万円、諸収入 6 万円を充当しております。

次に、地域活動助成事業 900 万円でございますが、これは一般財団法人自治総合センター及び一般社団法人地域活性化センターが実施する助成事業について、広く募集を行ったところ、4 団体から申請がございましたので、予算計上するものです。なお、経費財源は全額の 900 万円に自治総合センター及び地域活性化センター助成金をそれぞれ充当しております。

次に、集会所施設整備事業 600 万 3000 円でございますが、主な予算は、市内の集会所改修事業の補助金でございます。

次に、集会施設移行推進事業 729 万 8000 円でございますが、令和 5 年 4 月から、地区公民館を地域づくり活動センターに移行することにより、

西予市公民館条例が廃止となり、公民館分館も廃止となることに伴い、公民館分館等を集会施設へ移行推進するための支援措置として、分館以降に関する整備計画書に基づき、維持管理経費等に対して、補助金 682 万 9000 円と普通財産である集会施設を認可地縁団体に無償譲渡する際の登記費用 46 万 9000 円を計上するものです。

次に高齢者活動施設管理事業 75 万 5000 円でございますが、この施設は城川町野井川地区と川津南地区にある二つの施設の維持管理料であります。防災面でも地区唯一の指定避難所となっており、この地域の拠点施設となっております。なお、経費財源の一部に使用料等となる諸収入 58 万 9000 円を充当しております。

次に予算書の 74 ページから 75 ページを御覧ください。2 款総務費、8 項地域振興費、3 目生活交通バス対策事業費を 1 億 6702 万円とするものです。内訳は事業概要欄に記載しておりますとおり 8 事業ございますので順に御説明いたします。

初めに地域公共交通確保維持改善事業 1 億 206 万 5000 円でございますが、宇和島バスが運行する 17 路線を維持するために、生活交通バス路線維持確保対策事業補助金 1 億 75 万円と、市内の公共交通の運行について協議する地域公共交通活性化協議会の開催に必要な経費 55 万 8000 円を計上いたしました。

次に、デマンド乗合タクシー運行事業など、各地域を運行する 7 事業でございますが、市内の公共交通等空白地域において、通院や買物等の移動手段として、市民の生活交通手段確保のため、デマンド乗合タクシー、生活交通バス、廃止代替バスなどを運行する経費であります。なお、経費財源の一部に地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金 288 万 6000 円、生活交通バス路線維持確保対策事業費県補助金 174 万 1000 円、生活交通バス使用料 132 万 5000 円を充当しております。地区名が入っておりますので、それぞれの事業の説明は省略させていただきます。

次に、予算書の 76 ページを御覧ください。2 款総務費、8 項地域振興費、9 目野村ダム周辺地域振興事業費 1124 万円とするものです。野村ダム関係交付金活用事業でございますが、水源の森保全管理事業 319 万 1000 円、農商工連携ひとも交流支援事業 130 万円、野村地域教育活性化

連絡協議会支援事業 402 万 5000 円、肱川周辺公園管理事業 100 万円、総合型スポーツクラブ運営支援事業 144 万円、肱川河川沿い公園管理事業 28 万 4000 円などを支援する予定でございます。

続いて、2 款総務費、9 項企画費、1 目企画管理費内の卯之町はちのじ事業費を 1 億 2583 万 5000 円とするものです。卯之町はちのじまちづくり基本構想に基づき、J R 卯之町駅前複合施設ゆるりあんを起点に、卯之町商店街及び重伝建地区と連携を図りながら、人の交流を通して、官民連携によるエリアマネジメントを行い、地域経済の活性化を行ってまいります。令和 4 年度で整備事業が全て終了いたしましたので、今後は施設等の維持管理業務とイベントの運營業務等を行ってまいります。主な予算は、官民連携施設整備等委託料 1 億 2404 万 9000 円、卯之町はちのじまちづくり整備事業モニタリング支援業務委託料 162 万 8000 円などです。なお、経費財源には、過疎対策事業債 5380 万円、市有地貸付料 317 万 8000 円、ふるさと応援基金繰入金 890 万 9000 円を充当しております。

次に、177 ページになります。10 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 8970 万 6000 円でございますが、これまで、まちづくり推進課で所管しておりました高校魅力化事業が、令和 5 年度から教育部まなび推進課に移管することとなりましたが、現担当課としてこの事業について御説明いたします。高校魅力化事業 1515 万 5000 円でございますが、この事業は、市内の高校の魅力化を図り、生徒数の確保に努め、人口流出の抑制や移住定住促進につなげることを目的とするものであります。事業といたしましては、令和 3 年度に開催された高校生と市議会との意見交換会で出された、市内県立高校 3 校が連携した料理コンテストのアイデアを、令和 4 年度に高校生の皆さんが主体となって実行委員会を開催し、令和 5 年度の秋に開催する予定としているほか、市内の高校と連携した公営塾の運営により、地域資源を活用した課題解決学習を支援してまいります。また、令和 5 年度は、市内高校に遠距離通学する市内在住の生徒に対して、新たに通学費を助成することで生徒数の積極的確保に努めてまいります。多くの議員にも御参加や御参画いただいております、西予市内高等学校魅力化推進協議会を令和 3

年 1 月に設置し、学校地域行政が一体となって、西予市内の高等学校の在り方について御協議いただくこととしており、令和 5 年度におきましても、引き続き協議会において検討をしていただくこととなっております。主な予算といたしましては、市内県立高校 3 校が連携した料理コンテストへの負担金として 30 万円、公営塾スタッフ活動支援業務委託料や高校魅力化推進のためのアドバイザー業務委託料など委託料 796 万 5000 円のほか、高校魅力化推進協議会運営費や公営塾の環境整備に要する経費を計上しております。なお経費財源の一部に、国の地方創生推進交付金 582 万円、ふるさと応援基金繰入金 187 万 5000 円、過疎対策事業債ソフト事業 100 万円を充当しております。

次に、予算書の 200 ページを御覧ください。13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費を 6 億 1263 万 2000 円予算計上するもののうち、当課所管分につきましては、事業概要欄に記載しております研修基金事業 1,000 円でございます。予算は基金の利息を積み立てるものでございます。

それでは、次に歳入予算について御説明させていただきます。なお歳出において充当の説明の中で重複する部分もありますので、簡潔に説明させていただきます。

19 ページを御覧ください。13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 1088 万 1000 円のうち、まちづくり推進課所管分は、1 節総務管理使用料 941 万 6000 円のうち、各地域づくり活動センターの使用料合計で 54 万 4000 円、3 節地域振興使用料におきまして、生活交通バス使用料として、運賃収入になります 132 万 5000 円と移住交流体験施設の使用料 14 万円でございます。

次に、28 ページを御覧ください。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目総務費国庫補助金、2 節地域振興費国庫補助金 5148 万 1000 円のうち、地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金 288 万 6000 円でございます。

次に予算書 30 ページを御覧ください。15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金 1508 万円のうち、まちづくり推進課所管分は 734 万 1000 円になります。内訳といたしましては、生活交通バス路線維持確保対策事業費県補助金 174 万 1000 円になります。これは野村町の廃

止代替バスに対する補助金でございます。それから、移住支援事業費県補助金 150 万円でございますが、要件を満たした首都圏からの移住者に対して、市が支援した事業に対する愛媛県移住支援事業費補助金でございます。次に、移住者住宅改修支援事業における県補助金 410 万円でございます。

それでは次に 34 ページを御覧ください。16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入予算額 5707 万 8000 円のうち、当課所管分は、市有地貸付料 32 万 7000 円、市有建物貸付料 1131 万 5000 円のうち、317 万 8000 円となります。各地域づくり活動センターに設置されております自動販売機の市有地貸付料と、卯之町駅前複合施設ゆるりあんにございます宇和郵便局に対する貸付料になります。

次に 35 ページを御覧ください。同じく 2 目利子及び配当金の基金利子につきましては、当課所管分の研修基金の利子でございます。

次に、予算書 42 ページを御覧ください。20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入 4908 万 1000 円のうち、当課所管分に該当いたします。主なものは、説明欄にございますコピー使用料、印刷機使用料、電話使用料、電気使用料など、各地域づくり活動センターの諸収入が合計で 316 万 8000 円でございます。また、その他雑入の 279 万 6000 円のうち、空家活用住宅使用料など、134 万 9000 円が当課所管分となります。

次に 43 ページにあります、太陽光発電売電収入の 8000 円は、城川高齢者施設に設置してあります太陽光発電の売電収入になります。それから、自治総合センター助成金 500 万円、地域活性化センター助成金 550 万円でございますが、地域活動助成事業に対する一般財団法人自治総合センター及び一般社団法人地域活性化センターからの助成金となります。

次に 45 ページを御覧ください。21 款市債、1 項市債、1 目総務債につきましては、当課所管分は、地域振興債、企画債となりますが、歳出で説明させていただきました各事業の市債でございますので、説明を省略させていただきます。また、47 ページの 7 目教育債、4 節社会教育債もございますが、こちらも歳出で説明させていただきました高校魅力化事業の市債でありますので説明を省略させていただきます。

以上、まちづくり推進課所管分、令和 5 年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

61 ページの地域づくり活動センターの説明の中で、管理運営委員会がつくられると言われましたが、これ 3 月なんです人が人選やその確保、その人数とか、そういう委員会の人の身分とか、ちょっとその辺分かりづらいんですけど、分かる範囲で概略御説明していただけたらと思います。現在の状況ですね。

○長野まちづくり推進課長

地域づくり活動センターのそれぞれの運営審議会なんですけど、こちらは、センター長から、センター運営に関する内容等について、諮問して、審議会で諮って決定していただくこととなります。運営委員会のメンバーにつきましても、センター長を中心に委員を選出していただきまして、決定することとしております。センター長の任命が、4 月 1 日となりますので、それ以降に具体的に検討していただけるものと考えております。今現在それぞれのセンター検討委員会が立ち上がっておりますが、その中で既に話し合いは行われておりますが、正式には 4 月 1 日以降の決定と考えております。

○中村委員

続きまして、集会所の各地区にあるいろんな集会所は無償譲渡する登記料と言われましたけれども、無償譲渡を希望されるところが、どのぐらいあるのかなど。数ですよ。その辺ちょっとお尋ねします。

○長野まちづくり推進課長

現在各地域に御案内をさせていただきまして、今年度中に、貸付または譲渡の意向報告を地域から提出していただくこととなっております。対象施設が 221 件ございまして、現在提出していただいておりますのが 156 件となっております。その中で、貸付が 151 件、譲渡が 5 件という提出が、

現在のところ出ております。

○中村委員

貸付が151件で譲渡が5件という、ちょっと、譲渡規模が非常に少ないわけですが、これは何か、その前提条件があつてこういうような格差が生じておるんですか。

○長野まちづくり推進課長

それぞれの地域で、貸付または譲渡についてそれぞれ総会等でお諮りいただいて決定をしていただいていると思います。今現在の集会所の使用状況と、貸付、譲渡した後の使用状況というのが、さほど変化がない、変更がないというところから、今のままであれば貸付でよろしいのではないかと、この御意見が多いのではないかと感じております。

○加藤副委員長

61 ページなんですけれども、地域づくり活動センター費の内訳のところがなんですけれども、地域によって管理運営費の幅があると思うんですけれども、その幅がどういふことでそういう幅になるのかお伺いいたします。

○長野まちづくり推進課長

建物の大きさにもよるかと思ひます。維持経費、管理費がかかっている中で、電気代、水道代といったところで、大きく関わっているところもあると思ひますが、宇和地域づくり活動センター管理費は、48万1000円とあると思ひます。こちらは、教育保健センターを利用してありますので、地域づくり活動センターの事務室にかかる経費となると、極端にはほかのところと比べると少なくなっているかと思ひます。三瓶地域づくり活動センターにつきましても、こちら、三瓶文化会館を利用させていただきまして、その中に地域づくり活動センターがございますので、事務所となる部屋の維持管理費ということになりまして、ほかと比べると極端に少なくなっているかと思ひます。

○佐藤委員

72 ページ移住交流促進事業の中で、説明では、移住交流センターに委託をするというふうな形で895万を委託をするというふうなことを、説明があつたと思ひますが、この委託される事業はどんな事業があるのか再度、教えていただければと思ひます。

○長野まちづくり推進課長

委託業務としましては、移住フェアの実施及び

参加についてを主にさせていただきますのと、あと移住マッチング事業を、これまで市で行っていましたが、その分についても、センターで行っていただくよう考えております。

○源委員

予算書72ページの地域活動助成事業に関連してちょっといろいろとお聞きしたいんですけど、まず先ほど課長の説明の中で4団体ほどがあるというふうにあつたと思ひます。内容的にちょっと詳しく分かりましたら説明願ひます。

○長野まちづくり推進課長

4つの団体といひますのは、予子林地区と遊子川地区、それから、れんげ団地、野村町の下野地区からそれぞれ最初の申請がございました。れんげ団地につきましましてはれんげ集会所の中の遊具の設置、それから下野地区に関しましては、自走式の斜面草刈り機の整備等を考えていらつしゃると伺つております。

○源委員

ちょっとこれ私、全く分からないんで教えていただきたいんですけど、予算書74ページについて、交付金、地域づくり交付金の分は分かるんですけど、この地域活性化センターっていうのが今御説明いただいた分だと思ひますけど、この助成金であるのは、一体何なのか教えてください。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時13分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後2時14分)

○長野まちづくり推進課長

地域活性化センター助成金でございますが、これは一般社団法人地域活性化センターの助成金でございます。先ほど申し上げました予子林地区、遊子川地区から申請のございました事業に対して、市で一旦受入れをしまして、地域に交付するものでございます。

○源委員

よく分かりましたありがとうございます。もう1点です。移住定住交流センターに関してなんですけど、令和2年に出来たと思ひんで3年過ぎました。このコロナ禍ということもあつてなかなかだと思ひんですけど、ただ令和3年度の決算における主要施策報告の中で、移住者に関して西予市だけじゃなくて県も非常に増えてると思ひます。

で、来年度からも強化をするというふうな形で説明があったと思うんですが、具体的にどういった形で強化をされていくのかなあとというふうに思いましたんで、もう少し説明をいただいたと思います。

○長野まちづくり推進課長

移住定住交流センターでございますが、これまでもいろいろと市の移住交流促進事業に協力していただきまして業務を委託してきました。さらに今後移住者獲得に向けて、双方で尽力していきたいところでございますので、体制としまして市の職員を1名派遣いたしまして事務局の機能を強化しまして、今後センターで自立したフェアでありましたり、移住者獲得に向けた様々な対応をしていただくよう考えております。

○小玉委員

72 ページの姉妹都市交流事業、去年黒松内から中学生が来ましたが、今年は、西予市から黒松内へ行くような予定なんでしょうか。事業の内容をお願いします。

○長野まちづくり推進課長

今年度におきましても、小学生の方が2月に黒松内町を訪問させていただきました。来年度は30周年ということもございますので、冒頭で部長の説明にもございましたように、これまでの派遣から、市内の市民の方10名に訪問していただくよう考えております。また、市長、議長をはじめ皆様にも御参加いただきまして、双方に交流したいと思っております。黒松内町から中学生の方が毎年、来ていただきますが、黒松内町のほうで中学生の方々に、西予市も含めて、ほかの広島市のほうの訪問も含めた事業として毎年行っていらっしゃると思いますので、中学生に関しましては双方で行き来するというふうな事業にはなっておりません。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうちまちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時19分）

【政策推進課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後2時22分）

それでは、政策推進課の審査を行います。

議案第25号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第25号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」御説明を申し上げます。

議案書等を御確認いただいたらと思います。国においては、過疎地域への対策として、昭和45年度に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、五次にわたる時限立法措置により、今日まで、産業の基盤整備、社会環境整備等をはじめ、医療、介護、福祉の確保、文化教育の振興など、過疎地域の自立に向けた総合的な施策が講じられ、地域社会の活性化が図られてまいりました。

本市におきましても、法に基づき令和3年度に過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、過疎対策事業債をはじめとする過疎地域の持続的発展のための財政上の特別措置を活用しているところでございます。

議案書の2ページ目、3ページ目に新旧対照表を添付しておりますので、そちらも御確認いただいたらと思います。人口減少、少子高齢化が進む中、本市では、令和5年を少子化対策強化元年としており、子育て支援等の充実を今まで以上に図るようしております。今回、医療費の助成制度を18歳以下に拡充するため、子ども医療費助成事業の追加をいたしました。西予市の子ども医療費の助成の経緯ですが、平成24年度から小学生の入院医療費の助成拡充、平成25年度から中学生の入院医療費の助成拡充、平成30年4月からは、小中学生の通院医療費自己負担分に係る2,000円を超えた額の償還払いによる助成を開始

いたしました。さらに、令和3年4月からは、小中学生の医療費自己負担分について、現物給付による全額助成に拡充しております。今回、18歳までの医療費無償化につきましては、令和3年度に実施したまちづくり市民アンケートをはじめ、子育て世代の保護者の方からの要望も多く寄せられており、また県内においても、18歳以下の医療費拡充は増加傾向にあることから、西予市においても、令和5年4月から対象年齢の拡充を図ってまいりたいと考えております。

子ども医療費の助成に係る事業費ですが、当初予算では1億339万6000円となっておりますが、そのうち、過疎対策事業債の対象となる事業費と財源内訳について御説明をさせていただきます。予算書と若干異なりますが、過疎対策事業の対象となるということですのでよろしくお願ひします。事業費は1億34万円となります。財源内訳は、国庫補助金である未熟児養育医療費国庫負担金が94万円、県補助金である未熟児養育医療費県補助金及び乳幼児医療助成事業費県補助金1580万3000円、過疎対策事業債2000万円、その他財源32万円、一般財源6327万7000円となっております。子ども医療費助成事業の拡充に伴う本計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第25号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時28分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後2時29分)

それでは、議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分の主な事務事業と予算、またその概要につきまして御説明させていただきます。歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明させていただきます。

予算書52ページをお開き願ひします。2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費のうち、政策推進課所管分は、広報広聴推進事業1402万4000円でございます。本事業は、広報せいよ作成、行政情報番組の制作及び放送、市ホームページの保守、令和5年度から導入を予定しております情報発信アプリLINEの構築保守に係る経費となります。主な予算としましては、需用費のうち、印刷製本費の720万6000円につきましては、毎月発行し、市内全戸へ配布している広報せいよの発行に関するものでございます。委託料の情報関係委託料といたしまして、情報発信アプリLINE初期構築費用として75万9000円、また、子育て支援課が運用している、きずなメールのLINEアカウント変更のための費用が18万7000円となっております。その他委託料213万9000円につきましては、西予CATVで放送しています行政情報番組の制作及び放映に係る委託料となっております。使用料330万9000円の主なものは、LINE構築後のシステム使用料として126万8000円、市ホームページのシステム使用料151万8000円となっております。なお、経費財源の一部に、広報せいよ友の会、年会費及び広報せいよとホームページの広告掲載料を充当しております。

予算書55ページをお開き願ひします。5目財産管理費のうち、政策推進課所管分は、公共施設等総合管理事業の168万8000円でございます。本事業でございますが、平成28年度に作成した西予市公共施設等総合管理計画や令和4年度に策定した西予市公共施設個別施設計画に基づき公共施設の譲渡や保全、除却を進めるための具体的な仕

組みづくり等を行うこととしております。主な予算といたしましては、公共施設個別施設計画のデータ取り込み等のための公共施設マネジメントシステム更新委託料 166 万 8000 円を計上しております。

予算書 59 ページをお開き願います。11 目情報推進事業費のうち、まず、情報システム管理運用事業 3 億 3078 万 2000 円は、行政事務の基幹システムであります総合行政情報システムや戸籍システム等、各業務システム及び西予市の本庁、支所、出先機関等を結んでおります地域公共ネットワークシステムとそれぞれシステムを稼働させる機器の保守を適切に実施することにより、継続して安定稼働を図るものでございます。また法改正等に対応するための各業務システムの改修や新規システムの導入及び更新のほか、情報機器の導入なども同事業において実施しております。その内訳の主なものといたしまして、システム開発導入委託料 3654 万 2000 円、情報機器保守点検委託料 4224 万 3000 円、システムリース料 1 億 122 万 1000 円、システム使用料 1 億 4099 万円のうち、1 億 2545 万 7000 円、県市町DX推進会議協議事業負担金 323 万 8000 円、地方公共団体情報システム機構負担金 316 万 4000 円などがあります。なお、経費財源の一部に、国からの番号制度事業交付金 310 万 1000 円、地方創生推進交付金 161 万 9000 円のほか、住基及び戸籍等の証明手数料 1575 万 1000 円を充当しております。

次に、CATV整備事業 3 億 8286 万 1000 円でございますが、CATVの城川サブセンター、継続費の 2 年目及び令和 5 年第 11 号補正予算において債務負担行為を設定し、単年度で施工する三瓶サブセンターの放送通信機器の更新並びに惣川サブセンター更新に伴う設計を行うものでございます。事業費の主なものといたしまして測量設計施工監理業務委託料 1260 万 1000 円、工事請負費 3 億 7026 万円でございます。なお経費財源の一部に市債、過疎対策事業債となりますが、3 億 4450 万円を充当しております。

関連がございますので予算書 212 ページをお開き願います。継続費についての事業の進捗状況等に関する調書でございます。2 款総務費、1 項総務管理費のCATV整備事業城川サブセンターにつきましては、令和 4 年度予算におきまして、継

続費を設定し、令和 4 年度に 5272 万 8000 円、令和 5 年度に 1 億 2645 万 1000 円、予算総額 1 億 7917 万 9000 円としておりまして、令和 5 年 5 月末に完成する予定でございます。惣川サブセンターにつきましては、令和 5 年度に設計費として 462 万円、令和 6 年度に整備工事及び監理委託として 2065 万 9000 円、最終の令和 7 年度に整備工事及び監理委託として 4862 万 2000 円、予算総額 7390 万 1000 円としておりまして、令和 7 年夏頃に完成する予定でございます。なお、令和 5 年度からの本事業惣川サブセンターの事業に関する継続費設定につきましては、予算書 9 ページ第 2 章継続費にも記載がございますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

予算書 217 ページをお開きください。CATV三瓶サブセンター整備工事予算総額 2 億 4684 万円の債務負担行為につきましては、当初の計画では、令和 5 年度から 6 年度の整備としておりましたが、前回の整備から 14 年が経過し、機器の老朽化が進んでおり、また更新する機器のスムーズな調達を図るため、計画より 1 年前倒しとし、令和 5 年度中に施工完了させるため、早期に着手するものとし、令和 6 年 2 月末に完了する予定でございます。

予算書 59 ページにお戻りいただけたらと思います。同じく、情報推進事業費の光伝送路維持管理事業 4020 万 8000 円でございますが、この事業は、市内全域に整備された光ケーブルの維持管理を行うものでございます。その内訳の主なものといたしましては、光ケーブルの移設張り替え等の修繕料 1770 万円、ケーブル共架使用料 1543 万 4000 円、電柱用地借上料 500 万円などがあります。なお経費財源の一部に情報基盤施設貸付料 2728 万 7000 円、移転補償費 660 万円を充当しております。

続きまして予算書 60 ページをお開き願います。20 目復興推進費、復興支援事業 369 万 7000 円でございます。本事業は、平成 30 年 7 月豪雨災害から 5 年目を迎える令和 5 年度におきまして、西予市復興まちづくり計画に掲げました事業を着実に推進するための必要な経費を予算計上するものでございます。予算の主なものといたしまして、野村復興まちづくり計画に基づく、肱川河川周辺部の整備に関して、市民とともに推進していくた

めの予算、小中高校が取り組む復興まちづくりプロジェクトの持続定着化のための予算、災害伝承展示室を核とした防災減災学習事業、災害から学ぶパッケージ学習の推進とこの学習事業を学校の先生、教師自らが主体的に行える仕組みを構築するための予算となります。なお、経費財源の一部に都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 117 万 1000 円、市有地貸付料 7 万 1000 円、子ども教育振興基金繰入金 10 万円、ふるさと応援基金繰入金 200 万円を充当しております。

次に予算書 70 ページをお開き願います。2 款総務費、5 項統計調査費、2 目指定統計調査費 361 万 4000 円でございます。令和 5 年度の主な指定統計調査としまして、令和 5 年住宅土地統計調査、漁業センサスが実施予定であり、調査にかかる経費、指導員、調査員の報酬、職員の時間外手当、統計に係る消耗品費等を計上するものであります。なお、財源は全額県からの委託金となっております。

次に予算書 76 ページをお開き願います。2 款総務費、9 項企画費、1 目企画管理費でございますが、政策推進課所管分は 6 事業となります。まず、企画政策庶務事業 246 万円でございますが、当課所管の事務事業を効率的に推進するために必要となる旅費や消耗品のほか負担金、コピー使用料等の事務経費を計上するものでございます。

次に、行政改革推進事業 275 万円でございますが、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果が上げられるよう行政経営システムを核とした行政改革の推進及び総合計画の進行管理等を進めていくものでございます。予算の内訳といたしましては、行政経営システムの運用業務委託料 66 万円、システム使用料 209 万円となっております。

続きまして、土地利用規制等対策事業 14 万円でございますが、国土利用計画法では、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定規模以上の土地取引について、土地の利用目的を審査し、助言勧告により、その早期是正を促す仕組みとなっております。本事業はその事務経費を計上するものでございます。なお、経費財源の一部に土地利用規制等対策費県補助金 13 万 9000 円を充当しております。

お伊ネ賞事業でございますが 186 万円でございますが、当事業につきましては、日本医師会や愛媛県医師会、愛媛大学医学部等との御協力をいただき、医学研究や医療活動に対する女性医師等を表彰するものでございます。令和 4 年度におきましては、3 年ぶりに新型コロナウイルス感染症対策として、規模を縮小し、表彰式と講演会を開催いたしました。令和 5 年度につきましては、愛媛県医師会と西予市の 2 者主催により開催したいと計画をしております。主な予算につきましては、表彰関連の経費 131 万円と講演会の関連経費 55 万円となっております。なお、経費財源といたしまして、全額お伊ネ賞事業基金を充当しております。

続きまして大学連携推進事業 483 万 7000 円でございますが、その内訳は、施設使用料 295 万 2000 円、市内の宿泊施設を利用した際の宿泊補助金 28 万 5000 円のほか、大学が行う地域課題や行政課題の解決に資する調査研究への補助金 150 万円、地域専門人材の輩出を目的として、愛媛大学が実施いたします履修証明プログラムの開講に関わる負担金として 10 万円の予算を計上しております。なお、経費財源の一部に地方創生推進交付金 224 万円を充当しております。

オフィス改革事業 13 万 3000 円でございますが、この事業は、新たな課題や市民ニーズに対して柔軟に対応するため、オフィス改革を行うものでございます。令和 2 年度から、新生活様式等を行政サービス構築事業として、本庁舎のオフィス改革を実施しているところでございますが、ハード事業は終了し、令和 4 年度からソフト面の強化に取り組んでおります。令和 5 年度も引き続き、職員の意識改革や業務改革等につきまして、アドバイスをいただくため、講師にかかる費用弁償や宿泊料を計上するものでございます。

次に、予算書 200 ページをお開き願います。13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費のうち、政策推進課所管分につきましては、事業概要欄に記載しております。過疎地域自立促進特別基金事業 27 万 2000 円のうち、3 万 2000 円及びお伊ネ賞基金事業 7,000 円となりますが、各基金利息として積み立てるものでございます。

続きまして歳入予算について御説明させていただきます。

予算書戻っていただきまして 28 ページをお願いします。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費国庫補助金の番号制度事業交付金 310 万 1000 円につきましては、番号制度推進に関する中間サーバー運用に係る経費や地方公共団体情報システム機構の番号制度関連事務委託負担金に係る補助金となっております。同じく 2 節地域振興費国庫補助金の地方創生推進交付金 4859 万 5000 円につきましては、第 2 期地方版総合戦略の本格的な推進に向け、自治体の自主的、主体的な取組で先導的な事業を支援するものでございます。

予算書 30 ページをお願いします。15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節地域振興費県補助金のうち、電源立地地域対策交付金事業県補助金 440 万円につきましては、電源地域で行われる公共施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付され、発電用施設の設置に関わる地元の理解促進等を図るものでございます。本市では、野村町惣川地区に設置されております水力発電施設が交付要件を満たしており、昭和 56 年度から補助金の交付を受けております。同じく 3 節企画費県補助金 13 万 9000 円につきましては、土地利用規制等対策事業の事務に関する要する経費に対し、前年度の土地取引に関する届出件数の実績に基づきまして、交付されるものでございます。

予算書 34 ページをお願いします。15 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、5 節統計調査費委託金 361 万 4000 円につきましては、令和 4 年度に実施する指定統計調査に関する委託金でございます。16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入の市有地貸付料 1845 万 1000 円のうち、野村大橋架替工事に伴う工場移転先の定期借地料 7 万 1000 円を計上するものでございます。同じく 2 節情報基盤施設貸付料 2728 万 7000 円につきましては、民間業者に貸出している光ケーブルの伸線等の貸付料でございます。

35 ページをお願いします。同じく 2 目利子及び配当金、1 節利子のうち、政策推進課所管分の預金利子につきましては、地域振興基金利子、過疎地域自立促進特別基金利子、お伊ネ賞事業基金利子となっております。

予算書 37 ページをお願いします。18 款繰入金、2 項基金繰入金でございますが、政策推進課所管分につきましては、18 目地域振興基金繰入金 1 億 2200 万円となりますが、これは西予市地域振興基金の一部を取崩し、西予市民の連帯強化または地域振興に要する経費の財源に充当するものでございます。同じく 22 目過疎地域自立促進特別基金繰入金 6964 万 2000 円につきましては、西予市の重要な課題の一つであります地域医療の確保に要する経費の財源に充当するものでございます。

38 ページをお願いします。同じく 24 目お伊ネ賞事業基金繰入金 186 万円につきましては、令和 5 年度に開催を予定しております、お伊ネ賞事業に要する経費の財源に充当するものでございます。

予算書 42 ページをお願いします。20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入のうち、政策推進課所管分につきましては、拡幅工事などにより、光ケーブルを移転する場合に請求している光ケーブル移転補償費 660 万円、次のページ 43 ページとなりますが、広報せいよ及び西予市ホームページへの広告掲載料合わせて 103 万 2000 円、広報せいよ友の会の年会費 9 万 5000 円を計上しております。

予算書 45 ページをお願いします。21 款市債、1 項市債、1 目総務債、1 節総務管理債のうち、CATV 整備事業 3 億 4450 万円は、歳出で説明させていただきました城川・三瓶・惣川の各サブセンター整備工事に充当する市債でございます。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願いいたします。

○河野委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○源委員

予算書 59 ページ情報推進事業費に関連してと、今回多分事務事業の整理整頓で去年また電算管理費が多分加えた数字なんで上がってるんだろうと思ったんで、要はここにケーブルテレビの今回整備事業だったりとか電算の分が乗ってきてると思うんですけど、ちょっと前の予算書

ってというか、4、5年前の予算書から見ると、電算管理費が非常に高額化していると、これは多分我が西予市だけじゃなくて各自治体の悩みの種で、国が今旗を振って、もう早や2年後までにガバメントクラウドに移行すると、もうあと2年しかないわけですよ。目指すのはそこまでにするっていう話と、かかる経費部分の3割削減を目標にすると。本当にできるのかなってちょっと思うところあるんですけども実際、令和5年度が終わると残り1年、その中でこういった形でなかなかまだデジタル庁とか、総務省のほうから情報的なことはおりにきてないと思うんですけども、分かる範囲で、確かにこれケーブルテレビ除いても毎年4億円近く、特に廃目になったけど電算管理費が近年非常に高くなってるという印象はあったんですけども、その辺りについて見通しをお願いしたいと思います。

○原井川政策推進課長

源委員が言われるガバメントクラウドのことかと思っておりますが、詳細につきましては情報推進室上甲室長から答弁をさせていただいたらと思います。よろしく申し上げます。

○上甲情報推進室長

ただいまの源委員の質問にお答えさせていただきます。ガバメントクラウドにつきましては2025年度までに、国は全自治体移行をすることが原則で決められておりまして、今デジタル庁とか総務省とか、各省庁が標準化に向けて仕様書を作成したりというふうなことで、日々、仕様書のバージョンが改定をされていて動いているという状況です。また、昨年度、全国で数自治体先行事業で試験的にガバメントクラウドに乗っかって試験をしてみたところの結果がようやく今公表されていて、出ている状況で思ったほど経費が下がっていないというふうなのが現状でございます。ただ回線費用がどちらが持つのかとか、細かいカスタマイズをどうするのかとかっていうところまだ明確に決められていないというふうな状況、また責任分界点がどこまであるのかっていうふうなところも、まだ正式にデジタル庁からも出していないという状況でございます。またクラウドの事業者自体は日本の事業者でなく海外のアマゾンとか、グーグルとか、マイクロソフト、オラクルとかっていう海外の事業者になって非常にもともと高額

な事業者になって費用が高くなっているというのが今現状になっておりまして、国がどこまで負担をさせていただいて、地方がどこまで負担をするのかっていうところがまだ明確に出てきていないため、費用の試算が出来ていないというふうなのが現状でございます。

○源委員

直接、大きな予算案とはかかわりがないとは言いませんが、ちょうど西予市の第二次総合計画が恐らく令和6年度までになってると思いますので、前は結構長期間にわたって、一般事業者に委託するのではなくて、つくり上げたという経緯があったんですが、実際その総合計画つくるつくらないっていうのはもう自治体の判断になってつくるとしたら条例つくってやるんだと思うんですけども、その辺りについてはどのように、お考えなのかをお願いします。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時56分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後2時58分)

○原井川政策推進課長

ただいまの源委員の御質問にお答えいたします。総合計画につきましては、おっしゃられたとおり令和6年度までの計画となっておりますが、それ以降の第三次となりますが、西予市の総合計画をどう策定していくのか等の詳細につきましては、現況まだ決まっていないというのが現状でございますので、今後、理事者を含めて、随時協議をさせていただいたらと思います。

○加藤副委員長

30ページの総務費県補助金のところの地域振興費県補助金で、電源立地地域対策交付金事業費県補助金440万円なんですけれども、これは説明では野村にある水力発電施設ということだったんですけれども、もう少し詳細を教えてくださいのと、西予市にはこの施設だけというようなことを今説明があったようなんですけれども、ほかに、水力発電ではないと駄目とか何か決まっているんですか。ちょっとよく分からないとこの事業のことが教えていただきたいんですけれども。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時0分)

○河野委員長

再開を告げる。 (再開 午後3時2分)

○原井川政策推進課長

ただいまの加藤委員の御質問でございますが、電源立地地域対策交付金事業費県補助金440万円につきまして、対象は惣川地区の舟戸の水力発電ということになってございます。先ほど説明いたしましたとおり、昭和56年野村町時代から対象ということで、その分の交付金をいただいております。惣川地区の地域住民の方とか、生活福祉向上のために活用をさせていただいております。そのほか建設課の予算ともなりますが、原子力発電についての交付金についても対象となっております。橋梁の改修等も行っております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後3時4分)

【消防本部】

○河野委員長

再開を告げる。 (再開 午後3時11分)

これより、消防本部の審査を行います。

審査に先立ちまして、酒井消防長より挨拶をお願いいたします。

○酒井消防本部消防長

酒井消防長が挨拶を行う。

○河野委員長

それでは、議案第21号「西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

山本課長の説明を求めます。

○山本防災課長

それでは、議案第21号「西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について」御説明い

たします。

現在、当消防本部では、罹災証明書及び救急搬送証明書の交付申請があった際に、西予市消防手数料条例にのっとり、手数料300円を徴収し、交付している状況でございます。交付の手續といたしましては、証明書の交付申請があった際に、消防本部において手数料の納付書を発行し、手数料の払込みを完了後に証明書を交付している状況でございます。

今回の改正は、罹災者等への交付手續を簡素化することを目的として、消防に関する証明のうち、罹災証明書及び救急搬送証明書の発行手数料を不要とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○河野委員長

山本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回の改正で手数料が不要となるってことでの説明でしたが、この救急搬送証明あたりを月にどのくらい発行されてたのかっていうのが分かるようだったら説明をお願いします。

○山本防災課長

佐藤委員の御質問にお答えいたします。過去5年間で推移しておりますけれども、救急搬送証明については、過去5年間で2件となっております。なお、火災の罹災証明については、28件となっております。

○佐藤委員

私自体がもう少し多いのかなって思ったら、5年間で2件ぐらいってことだったら、手数料が、300円辺りを不要としても関係ないのかなと思ったところです。意見になってしまいましたが申し訳ありません。

○加藤副委員長

ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、この救急搬送証明っていうのはどういうときに必要になるということで考えたいんでしょうか。

○山本防災課長

救急の場合の搬送証明書になりますけれども、交通事故であったり救急、急病であったり、そうい

った搬送した場合に、保険会社等に提出を求められる場合がございます。その場合に代理申請をして、申請をされるものになります。

○中村委員

今回これ無料とするとこの2件について、これは何かきっかけがあって、こういうような形になったのか、近隣の市や町でも同じような取扱いをしているかどうか。その辺、どういうわけで今までしてなかったのに、急にと言ったら怒られますけれども、その時期がきたのかなと思いますけれどもどういうわけでしょうか、原因があるわけですか。

○山本防災課長

中村委員の御質問にお答えいたします。手数料の徴収については、罹災者に対し、複雑な事務手続となっております。また県内の消防本部においても手数料を不要としている消防本部が多く見受けられましたことから、不要とさせていただきます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第21号「西予市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時19分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後3時20分)

それでは、議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち消防本部所管分を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮消防総務課長

それでは議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」につきまして、予算書に沿いまして、消防本部所管分を御説明させていただきます。

予算書の12ページをお開き願います。歳入歳

出予算事項別明細書の歳出の分でございますが、9款消防費、本年度予算額17億3033万3000円、前年度予算額18億8264万円、前年度比較1億5230万7000円の減となっております。財源内訳といたしまして、国県支出金287万6000円、地方債6億1550万円、その他6985万2000円、一般財源10億4210万5000円となっております。

続きまして、154ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございますが、本年度予算額7億6981万4000円、前年度予算額7億4943万5000円、前年度比較2037万9000円の増でございます。この1目の常備消防費では、事業概要に示しています事業に分けて実施をしておりますので、事業ごとに御説明をさせていただきます。

まず、常備消防管理運営事業1801万7000円でございますが、消防車両等の燃料費、消防庁舎の修繕費や光熱水費など、一般庶務に関する経費等を計上するものであります。次に、消防職員教育研修事業950万円でございますが、消防業務に必要な資格、また、知識や技術を習得するために必要な経費として、研修負担金、旅費等を計上するものであります。今年度の主な研修は、救急救命士2人、消防大学校予防課1人、消防学校初任科5人、そのほか専科教育課程に入校する予定としております。

次に、八幡浜地区施設事務組合負担金事業1億7955万6000円でございますが、内訳といたしまして、一般会計負担金537万1000円、消防特別会計負担金1億7418万5000円を計上するものであります。

次に、消防吏員制服等対応事業673万4000円でございますが、消防吏員や准救急隊員の制服、活動服、救助服、救急服等を順次更新するための経費を計上するものでございます。

次に、常備消防車両維持管理事業409万3000円でございますが、消防車、救急車等20台の車両のうち、車検11台、法定点検19台及び修繕に要する経費を計上するものであります。

次に、消防通信施設維持管理事業919万3000円でございますが、消防無線や119番を受け付ける通信指令台の保守点検料、NTTなどの回線使用料及び修繕料などの費用を計上するものでございます。

次に、消防活動業務事業 1157 万 3000 円でございますが、消防活動や救助活動に使用するホースやロープなど、救急活動に使用する医薬品などの購入費及び機械器具の修繕料や点検料などの維持管理費を計上するものであります。

次の職員給与費につきましては、本庁総務課の所管事務でございますので、説明を省かせていただきます。

続きまして 157 ページをお開き願います。

2 目非常備消防費、つまり、消防団に係る費用でございます。本年度予算額 1 億 6194 万 5000 円、前年度予算額 1 億 6533 万 9000 円、前年度比較 339 万 4000 円の減でございます。この非常備消防費につきましては、三つの事業に区分しております。事業概要を御覧ください。まず、消防施設整備費補助金事業 100 万円でございますが、これは地元等が独自で行う軽微な消防施設の設置、修繕等と消火栓関連備品の購入についての補助となります。

次に、消防団管理運営事業 1 億 4500 万円でございますが、主なものは消防団員の報酬や装備品などの管理費と消防団車両の車検、修繕料、燃料費及び機械器具の維持管理費、出初式などの行事の運営費となります。次の、職員給与費につきましては省略させていただきます。

続きまして 158 ページお開き願います。3 目消防施設費でございます。本年度予算額 6 億 8518 万円、前年度予算額 8 億 4073 万円、前年度比較 1 億 5555 万円の減でございます。この消防施設費につきましては、四つの事業に区分しておりますので、事業概要を御覧ください。まず、消防水利整備事業 160 万円でございますが、消火栓の設置や移設費用として概算計上するものであります。

次に、消防団施設整備事業 3257 万 9000 円でございますが、消防詰所新設工事が、高山分団 1 カ所と下宇和分団 2 カ所の解体工事経費を計上するものであります。なお、財源の一部は、緊急防災減災事業債を予定しております。

次に、消防本部署庁舎建設事業 6 億 2380 万円でございますが、建設工事費や造成工事費及び通信機器、実施設計等の経費を計上するものです。

次の野村支署庁舎建設事業 2720 万 1000 円でございますが、解体工事費等の経費を計上するもの

であります。なお、庁舎建設における財源の一部は、合併特例事業債を予定しております。

159 ページの 4 目災害対策費につきましては、危機管理課の所管事務でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、令和 5 年度西予市一般会計予算消防本部所管分についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○河野委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

154 ページの消防職員教育研修事業ということで 950 万円。先ほど、人数、内訳に準じていろいろ人数も説明いただいたわけですが、今の消防本部もまた新しく移転する、消防本部のところも同じですけども出動するに当たっては、56 号線を利用しなるとなかなか利用が難しいわけですけど震災などあったら、常識的に見て、老朽家屋とか、電柱とかいろんなものが道路に倒れてくるわけですが、そういう道路を通れるようにするのはそれは道路管理者の責任と言えばそうなんですけども、実際そこまで手が回りかねるのかなと思うわけですが、消防署の職員が特殊車両を使ってそういうものを移転すると、取りあえず救急車とか消防自動車を通れるように、大洲河川国道事務所が来てのけてくれるまでに、そういう道路警戒作業をするというような形の体制は、とられておるんですか。その辺はどうなるんですかね。

○宇都宮消防総務課長

中村委員から御質問ございましたが、道路改良とか、そういったものの計画はちょっと今のところは考えておりませんが、必要に応じて今後また車両が通れんとかそういう災害等で問題が出てくるようであれば、また検討協議を行い、順次取り組む必要があれば取り組むこととしないと思います。

○中村委員

必要があればというて言われますけども、必ず震災が来れば必要になると思います。それは 56 号線が、あのままできちんと通れるとは誰しも思っていないと思います。ですから、その辺は、

国土交通省の大洲河川国道事務所などと協議を進めながら、やはり役割分担を持って、そういう一本の電柱が倒れとってこれなかなか通れないわけですのでね。その辺の協議は進めておられるんですかね。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時34分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後3時36分)

○宇都宮消防総務課長

今ほど中村委員から御心配された、災害時の道路の件なんですけれども、うちのほうとしては、建設業者との協定を結んでおり、災害においては、そういう提携書結んでおいて災害には対応していただくような約束は出来ております。具体的な業者の名前などはちょっと今、関係書類を持ち合わせておりませんので、また後ほど改めて報告させていただきますと思います。

○加藤副委員長

154 ページの常備消防費なんですけれども、その中の常備消防管理運営事業 1800 万円なんですけれども、その中の修理とか光熱費ということだったと思うんですけれども、光熱費はどれぐらいを見込まれているのかお伺いいたします。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時37分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後3時39分)

○宇都宮消防総務課長

ただいま加藤委員からの御質問にお答えいたします。概算でございますけれども、光熱水料の中に電気料が731万8000円、水道料の48万円でございます。

○佐藤委員

ページ154、消防通信施設維持管理事業910万円ほど出てる部分で説明では、指令台等の保守点検代っていう、点検料も含んでるっていうふうなことを言われておりました。多分、今現在使われている指令台っていうのは、10年以上経って老朽化をしてると私は聞いているんですが、それについては新庁舎が令和7年4月にオープンするまでもつかどうかっていうふうなところはどのような感じで思われているのか。例えば、壊れたら新たにやり替えをされるのか、それとも令和7年4月

までは、この指令台をずっと使われるのか。その辺のところ説明をお願いいたします。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時41分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後3時41分)

○宇都宮消防総務課長

通信室の担当でございます防災課長からお答えをいたします。

○山本防災課長

先ほどの佐藤委員からの御質問にお答えいたします。1年間で、消防緊急通信指令施設保守点検委託料としまして、予算を組んで点検をして保守をしているところでございます。その保守の中で不備があった場合には、次年度の当初予算に計上しまして、維持をして業務を推進しているところでございますが、令和5年度におきましては、消防救急デジタル無線の回線の多重化というところの装置が修繕が必要でありまして、54万円ほどを計上しているところでございます。

○佐藤委員

今、使われてる指令台については、何年ぐらい使用されてる指令台を使われてるわけですか。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時43分)

○河野委員長

再開を告げる。(再開 午後3時44分)

○宇都宮消防総務課長

ただいまの佐藤委員の御質問でございますが、現在約15年経過しております。現在は代替機を使用しながらもたしている状態でございます。令和7年度まではもたして、継続して使う予定でございます。

○佐藤委員

もう一つ、消防吏員の制服の貸与事業を673万4000円ほど計上されておりますが、今、消防吏員に貸与してる制服っていうのは、何年とか、使用期間っていうのがあるのかどうか、何年ごとに交換するとか、多分、消防の服、レスキューの服とかいろんな服があるだろうと思うんですが、そこらあたりの交換時期的なものはどういった感じになっているかを説明お願いします。

○宇都宮消防総務課長

ただいま御質問ありました交換時期ということ

でございますけれども、耐用年数は通常5年といわれておりますが、使い方とか、使用方法によっても、変わりますけれども、一応、職員活動服にしては5年以上の職員を更新する計画でおります。

○佐藤委員

5年での交換ということでしたが、多分、出勤したときの、破けが出たりとかっていうふうなことが出てくるだろうと思うんですね。そういったときってというのは、それはもう繕いながらこうやって5年間もたすってというような形で、されてるんですか、それとも、これはもうどうしようもなくなったなっていうことで、交換をしてあげるのかその辺りはどうなんでしょう。

○宇都宮消防総務課長

ただいまの御質問でございますが、できるだけ修繕をしながら、もつようにはしておりますけれども、どうしても安全管理上、どうしてもこれは無理だというようなことであれば、上部で審査をし、それで交換もするようにしております。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち消防本部所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、消防本部の審査を終わります。本日の審査は終わりましたので以上で散会します。

散会 午後3時47分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

河野 清一